

官報

號外 昭和十年二月二十七日

○第六十七回 衆議院議事速記録第十九號

議事日程	昭和十年二月二十六日(火曜日)
午後一時十七分開議	
午後一時開議	
第一 市町村立尋常小學校費臨時國庫	會計及學校及圖書館特別會計ノ關涉 ニ關スル法律案(政府提出)
補助法中改正法律案(政府提出)	
第二 府縣制中改正法律案(政府提出)	第一讀會ノ續(委員長報告) 案(政府提出)
第三 北海道會法中改正法律案(政府提出)	第一讀會ノ續(委員長報告) (左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノ爲
第四 市制中改正法律案(政府提出)	第一讀會ノ續(委員長報告) 案(政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ
第五 町村制中改正法律案(政府提出)	第一讀會ノ續(委員長報告) 案(政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ
第六 米穀自治管理法案(政府提出)	第一讀會ノ續(委員長報告) 案(政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ
第七 米穀統制法中改正法律案(政府提出)	第一讀會ノ續(委員長報告) 案(政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ
第八 粮共同貯藏助成法案(政府提出)	第一讀會ノ續(委員長報告) 案(政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ
第九 國際文化事業ニ關スル經費支辨	第一讀會ノ續(委員長報告) (以上二月二十五日提出)
第十 造幣局ノ廳舍、工場其ノ他ノ用 ニ供スル建物及其ノ附屬設備ノ新營 費ニ關スル法律案(政府提出)	第一讀會ノ續(委員長報告) 案(政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ
第十一 東京高等農林學校及函館高等 水產學校ノ創設ニ伴フ帝國大學特別 建議案	第一讀會ノ續(委員長報告) 案(政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ)

提出者	菅野善右衛門君	佐藤庄太郎君	北海道港灣漁港修築速成ニ關スル建議案
朝鮮ニ訴願法及行政裁判法實施ニ關スル建議案	木下成太郎君	田中喜代松君	提出者
内藤正剛君	濱野徹太郎君	松尾孝之君	佐々木平次郎君
中山福藏君	牧山耕藏君	竹田儀一君	林路一君
朝鮮ニ裁判所構成法及辯護士法實施ニ關スル建議案	朝鮮ニ裁判所構成法及辯護士法實施ニ關スル建議案	東武君	岡田伊太郎君
提出者	牧山耕藏君	一松定吉君	尾崎天風君
提出者	瀧野徹太郎君	竹田儀一君	板谷順助君
提出者	中山福藏君	内藤正剛君	蔭山貞吉君
提出者	ラヂオ放送取締ニ關スル建議案	大竹貫一君	提出者
提出者	坂東幸太郎君	熊谷直太君	川崎克君
提出者	山本厚三君	加藤飼一君	東武君
提出者	坂東幸太郎君	吉田鉄明君	安藤正純君
提出者	一松定吉君	斯波貞吉君	高橋壽太郎君
提出者	厚三君	鷲谷貞吉君	立川平君
提出者	坂東幸太郎君	吉田鉄明君	提出者
提出者	花城永渡君	吉田鉄明君	提出者
提出者	金城紀光君	吉田鉄明君	提出者
提出者	竹下文隆君	吉田鉄明君	提出者
提出者	崎山嗣朝君	吉田鉄明君	提出者
提出者	高橋壽太郎君	吉田鉄明君	提出者
提出者	田子一民君	吉田鉄明君	提出者
提出者	廣瀬爲久君	吉田鉄明君	提出者
提出者	田中喜代松君	吉田鉄明君	提出者
提出者	木下成太郎君	吉田鉄明君	提出者
提出者	松尾孝之君	吉田鉄明君	提出者
提出者	壽原英太郎君	吉田鉄明君	提出者
提出者	山本市英君	吉田鉄明君	提出者
提出者	丸山浪彌君	吉田鉄明君	提出者
提出者	山本厚三君	吉田鉄明君	提出者
提出者	池田敬八君	吉田鉄明君	提出者
提出者	佐々木平次郎君	吉田鉄明君	提出者
提出者	板谷順助君	吉田鉄明君	提出者
提出者	岡田伊太郎君	吉田鉄明君	提出者
提出者	德賀君	吉田鉄明君	提出者
提出者	尾崎天風君	吉田鉄明君	提出者
提出者	一去二十三日議長ニ於テ選定シタル委員左ノ如シ	(以上二月二十三日提出)	提出者
提出者	岩本武助君	(以上二月二十五日提出)	提出者
提出者	板谷順助君	田中武雄君	提出者
提出者	青田勝晴君	田中武雄君	提出者
提出者	八並武治君	田中武雄君	提出者
提出者	池田敬八君	田中武雄君	提出者
提出者	中田正輔君	田中武雄君	提出者
提出者	中井一夫君	田中武雄君	提出者
提出者	林路一君	田中武雄君	提出者
提出者	東武君	田中武雄君	提出者
提出者	松尾喜代太君	田中武雄君	提出者
提出者	佐々木平次郎君	田中武雄君	提出者
提出者	板谷順助君	田中武雄君	提出者
提出者	岡田伊太郎君	田中武雄君	提出者
提出者	尾崎天風君	田中武雄君	提出者
提出者	一去二十三日ニ於ケル特別委員ノ異動左ノ如シ	(以上二月二十五日提出)	提出者

政府貸付金處理ニ關スル法律案(政府提出)	委員 辭任寺田 市正君 補闕立川 太郎君	度量衡法中改正法律案(東武君外三名提出)	委員 辭任荒川 五郎君 補闕八木 逸郎君
如シ	如シ	如シ	如シ
倉庫業法案(政府提出) 委員	岩本 武助君	昨二十五日委員長及理事互選ノ結果左ノ	青木雷三郎君 議事日程變更ノ緊急動議
委員長	中井 一夫君 池田 敬八君	昨二十五日委員長及理事互選ノ結果左ノ	提出致シマス、即チ此際日程第九乃至第十四ヲ繰上ゲ上程シ、委員長ノ報告ヲ求メ、其審議ヲ進メラレントラ希望ミマス
理事	増田 義一君	昨二十五日特別委員理事補闕選舉ノ結果左ノ	第五部選出決算委員 加藤久米四郎君 議アリマセヌカ

度量衡法中改正法律案(東武君外三名提出)	委員 左ノ如シ	○議長(瀧田國松君) 是ヨリ會議ヲ開キマス、御諮詢致シマス、第三部選出豫算委員	○議長(瀧田國松君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更セラレシタ、日程第九乃至第十四ハ同一委員ニ付託シタル議案ナルニ依リ、一括議題トナスニ御異議アリマセヌカ
出外一件委員	ノ補闕	增田 義一君	〔異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
理事 増田 義一君	本月二十三日委員辭任ニ付其	本月二十三日委員辭任ニ付其	〔異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
左ノ如シ	左ノ如シ	左ノ如シ	〔異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
○議長(瀧田國松君) 是ヨリ會議ヲ開キマス、御諮詢致シマス、第三部選出豫算委員	ス、御諮詢致シマス、第三部選出豫算委員	○議長(瀧田國松君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程第九、國際文化事業ニ關スル經費支辨ニ關スル法律案 日程第十、造幣局ノ廳舍、工場其ノ他ノ用ニ供スル建物及其ノ附屬設備ノ新營費ニ關スル法律案(政府提出)	ス、仍テ日程第九、國際文化事業ニ關スル經費支辨ニ關スル法律案 日程第十、造幣局ノ廳舍、工場其ノ他ノ用ニ供スル建物及其ノ附屬設備ノ新營費ニ關スル法律案(政府提出)
○議長(瀧田國松君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程第九、國際文化事業ニ關スル經費支辨ニ關スル法律案 日程第十、造幣局ノ廳舍、工場其ノ他ノ用ニ供スル建物及其ノ附屬設備ノ新營費ニ關スル法律案(政府提出)	ス、御諮詢致シマス、第三部選出豫算委員	○議長(瀧田國松君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程第九、國際文化事業ニ關スル經費支辨ニ關スル法律案 日程第十、造幣局ノ廳舍、工場其ノ他ノ用ニ供スル建物及其ノ附屬設備ノ新營費ニ關スル法律案(政府提出)	ス、御諮詢致シマス、第三部選出豫算委員

第一讀會ノ續(委員長報告)	第一讀會ノ續(委員長報告)	第一讀會ノ續(委員長報告)	第一讀會ノ續(委員長報告)
第十二 日本銀行金買入法中改正法律案(政府提出)	第十三 朝鮮銀行法中改正法律案(政府提出)	第十四 臺灣銀行法中改正法律案(政府提出)	第十五 水產學校ノ創設ニ伴フ帝國大學特別會計及學校及圖書館特別會計ノ關涉ニ關スル法律案(政府提出)
第一讀會ノ續(委員長報告)	第一讀會ノ續(委員長報告)	第一讀會ノ續(委員長報告)	第一讀會ノ續(委員長報告)
第一讀會ノ續(委員長報告)	第一讀會ノ續(委員長報告)	第一讀會ノ續(委員長報告)	第一讀會ノ續(委員長報告)
第一讀會ノ續(委員長報告)	第一讀會ノ續(委員長報告)	第一讀會ノ續(委員長報告)	第一讀會ノ續(委員長報告)

第一讀會ノ續(委員長報告)	第一讀會ノ續(委員長報告)	第一讀會ノ續(委員長報告)	第一讀會ノ續(委員長報告)
第一讀會ノ續(委員長報告)	第一讀會ノ續(委員長報告)	第一讀會ノ續(委員長報告)	第一讀會ノ續(委員長報告)
第一讀會ノ續(委員長報告)	第一讀會ノ續(委員長報告)	第一讀會ノ續(委員長報告)	第一讀會ノ續(委員長報告)
第一讀會ノ續(委員長報告)	第一讀會ノ續(委員長報告)	第一讀會ノ續(委員長報告)	第一讀會ノ續(委員長報告)
第一讀會ノ續(委員長報告)	第一讀會ノ續(委員長報告)	第一讀會ノ續(委員長報告)	第一讀會ノ續(委員長報告)

レテ居リマス十件ノ法案ハ、何レモ重要ナ
法案デアリマシテ、其中ニハ所謂赤字公債
ニ關スル法案、新税目ニ關スル法案等、最
モ重要ナルモノガ合マレテ居リマシテ、慎
重且ツ周密ナル審議ノ必要ガアリマス、併
シ一面ニ於テハ豫算ノ既ニ通過シ、貴族院
ニ回付サレテ居ル關係ニ顧ミマシテ、成ベ
ク速ニ之ヲ議了スル必要ノアルコトハ勿論
デアリマス、隨テ委員長ニ於テモ、亦委員
ニ於テモ、極メテ其促進ヲ圖リマシテ、私
委員長トシテ、國務大臣ノ態度ニ對シテ、
議事ノ圓満ナル進行ヲ圖ランガ爲ニ、特ニ
總理大臣ニ對シテ警告ヲ發シタコトモアリ
マス、又豫算ノ貴族院ニ移リシ以來、國務
大臣ノ出席縛合セニ付キマシテモ細心ノ注
意ヲ拂ヒマシテ、成ベク議事ノ促進ヲ圖ツ
テ居ル次第アリマス、且又材料ノ提出方
ニ付キマシテモ、再三政府ニ督勵ヲ加ヘタ
ニモ拘ラズ、其提出方ガ甚ダ遅レマシタ、
即チ臨時利得税ノ勅令、省令要綱ノ提出ノ
如キモノハ、漸ク去ル一十一日ニ至リテ委
員ノ手許ニ達シタ譯デアリ、又重要ノ資料
ニシテ、昨二十五日ニ至リテ初メテ手許ニ
回付サレタモノモアリ、又今日マデ何等答
辯ナク、未提出ノ儘ニ残リテ居ルモノモアル、
斯様ナル事態ニアリマシテ、洵ニ資料ノ提
出ノ遲キコトニ付テハ、甚ダ遺憾ト思シテ
居リマス、委員中ニ於テハ、此資料ノ
提案ヲ待ッテ質問ヲセント云フコトノ爲
ニ、質問ヲ保留サレテ居ル方モアルト
云フ譯デアリマシテ、甚ダ遺憾ヲ覺エル譯
デアリマス、隨テ昨二十五日委員長ヨリ重
ネテ政府ニ嚴重ナル警告ヲ發シタヤウナ次
第デアリマス、各委員ハ午前午後ニ亘り、
最モ熱心ナル態度ヲ以テ審議ヲ進メラレマ
シタコトハ、委員長トシテ深ク感謝シ、又
特ニ之ヲ議場ニ報告申上ゲル次第アリマ
ス、即チ世間或ハ此委員會ガ故意ヲ以テ、
或ハ怠慢ニ因リ、此議事ノ進行ガ遲シテ居

ルト云フヤウナ風評ヲ耳ニ致シマスケレド
モ、是ハ全ク眞相ニ即セザルコトデアルト
云フコトヲ茲ニ諸君ノ前ニ御報告ヲ申上ゲ
ル次第アリマス、質問保留中ノ案件ニ付
キマシテハ、何レ討論終結、採決ノ上ニ、
云フコトヲ茲ニ諸君ノ前ニ御報告ヲ申上ゲ
ルコトニ致シマシテ、只今ハ上程ノ六案、
此六案ノ審議ノ經過竝ニ結果ヲ御報告スル
上程サレタ時ニ、改メテ其顛末ヲ御報告ス
ルコトニ致シマシテ、只今ハ上程ノ六案、
此六案ハ一般ノ質問ヲ了ヘタル後、特ニ
三日間ヲ費シテ各案件ニ付テノ質問ヲ詳細
盡シマシタ、其詳細ハ速記録ニ就テ御諒承
アランコトヲ希望致シマス、此際特に國際
文化事業ニ付テ、各種ノ重要な質問が行
ハレ、又朝鮮竝ニ臺灣銀行ノ改正法律案ト
關聯致シマシテ、日本銀行、臺灣朝鮮兩銀
行ノ兌換券發行制度ニ關シ、又其銀行ノ組
織監督ノ方法ニ關シ、是亦重要な質疑應
答ノ行ハレタコトヲ御報告致シマシテ置クニ止
メマス

昨日討議ニ入り、政友會ヲ代表致シテ松
村光三君ヨリ、又民政黨ヲ代表シテ岡田喜
久治君ヨリ、國民同盟ヲ代表シテ栗原彦三
郎君ヨリ、何レモ賛成ノ發言ガアリマシタ、
ニ何等ノ意思表示ガアリマセヌ、右討論ノ
第一控室ノ龜井貫一郎君ハ、御缺席ノ爲
造幣局ノ廳舍、工場其ノ他ノ用ニ供ス
ル建物及其ノ附屬設備ノ新營費ニ關ス
ル法律案 第二讀會(確定議)

○議長(濱田國松君) 直チニ六案ノ第二讀會ヲ
開キ、第二讀會ヲ省略シテ、委員長報告通
リ可決セラレンコトヲ望ミマス
○議長(濱田國松君) 青木君ノ動議ニ御異
議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(濱田國松君) 御異議ナシト認メマ
ス、仍テ直チニ六案ノ第二讀會ヲ開キ、議
案全部ヲ議題ニ供シマス

○議長(濱田國松君) 国際文化事業ニ關ス
ル法律案 第二讀會(確定議)

○議長(濱田國松君) 第二讀會(確定議)

○議長(濱田國松君) 第二讀會(確定議)

○議長(濱田國松君) 第二讀會(確定議)

○議長(濱田國松君) 第二讀會(確定議)

○議長(濱田國松君) 第二讀會(確定議)

○議長(濱田國松君) 第二讀會(確定議)

ル爲左ノ事業ヲ行フ

一 第四十三條(第五十七條第二項ニ

於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ

依リ組合ニ於テ統制スペキ米穀ノ數

量ヲ組合員ニ對シ割當ツルコト

二 組合ニ於テ統制スペキ米穀ヲ貯藏

スルコト

三 前號ノ規定ニ依リ貯藏シタル米穀ノ

付組合員ニ資金ノ融通又ハ其ノ幹

旋ヲ爲スコト

四 第四十九條、第五十條(第五十七條

第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)

又ハ第五十八條ノ規定ニ依リ米穀ノ

賣渡ヲ爲スコト

五 第二號ノ規定ニ依リ貯藏シタル米

穀ニシテ貯藏ヲ解除シタルモノヲ委

託ヲ受ケ販賣又ハ保管シ其ノ他米穀

ノ自治管理ニ附帶シ必要ナル行爲ヲ

爲スコト

第六條 米穀統制組合ノ地區ハ内地ニ在

リテハ市町村、朝鮮ニ在リテハ府郡島、

臺灣ニ在リテハ廳又ハ郡市ノ區域ニ依

ル

特別ノ事由アルトキハ米穀統制組合ノ

地區ハ前項ノ區域ニ依ラザルコトヲ得

命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外市町

村等ノ區域ニ増減アリタルトキハ其ノ

區域ヲ地區トスル米穀統制組合ノ地區

モ亦之ニ應シテ增減アリタルモノトス

第六條 米穀統制組合ノ名稱中ニハ米穀

統制組合ナル文字ヲ用フベシ

本法ニ依リ設立シタル米穀統制組合ニ

非ザレバ其ノ名稱中ニハ米穀統制組合タ

ルコトヲ示スベキ文字ヲ用フルコトヲ

得ズ

第七條 米穀統制組合ハ命令ノ定ムル所

ニ依リ其ノ地區内ノ第二條ニ掲グル者

ヲ以テ其ノ組合員トス

第八條 米穀統制組合ヲ設立セントスル

トキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ地區内ノ組合員タル資格ヲ有スル者ノ三分

ノ二以上ノ同意ヲ得テ創立總會ヲ開キ

定款ヲ議定シ其ノ他必要ナル事項ヲ定

メ行政官廳ノ認可ヲ受ケベシ

第九條 行政官廳ハ必要アリト認ムルト

キハ區域ヲ指定シ組合員タル資格ヲ有スル者ニ對シ米穀統制組合ノ設立ヲ命

ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ設立ヲ命ゼラレタル

者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ創立總會ヲ

開キ定款ヲ議定シ其ノ他必要ナル事項ヲ定メ行政官廳ノ認可ヲ受ケベシ

設立ヲ命ゼラレタル者命令ノ定ムル期

間内ニ設立ノ認可ヲ申請セザルトキハ

行政官廳ハ定款ノ作成シ其ノ他設立ニ關

シ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

第十條 米穀統制組合ハ設立ノ認可アリ

行政官廳ハ定款ノ作成シ其ノ他設立ニ關

シ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

第十一條 米穀統制組合成立シタルトキ

ハ其ノ地區内ノ組合員タル資格ヲ有ス

ル者ハ總テ其ノ組合員トス

タル時又ハ前條第三項ノ規定ニ依リ定

款ノ作成アリタル時成立ス

前項ノ場合ニ於テハ行政官廳ハ遲滯ナ

ク組合設立ノ旨竝ニ組合長及副組合長

ノ住所及氏名ヲ告示スベシ

第十二條 米穀統制組合ニ總代會ヲ置ク

總代會ハ組合長、副組合長及總代ヲ以

テ之ヲ組織ス

第十三條 米穀統制組合ノ組合員ハ命令

ノ定ムル所ニ依リ組合員中ヨリ總代ヲ

選舉スベシ

第十四條 左ニ掲グル事項ハ總代會ノ議

決ヲ經ベシ

一 収支豫算

二 經費ノ分賦收人方法

三 事業報告及收支決算

四 借入金

五 定款ノ變更

六 第三十七條ニ於テ準用スル第八條

ノ同意

第七條 第四十三條(第五十七條第二項ニ

於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ割當

前項第一號、第二號、第四號及第五號

ニ掲グル事項ノ決議ハ行政官廳ノ認可

ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

ヲ組織スル者半數以上出席シ出席者ノ

三分ノ二以上ヲ以テ之ヲ議決ス

定款ノ變更ガ地區ノ增減ニ關スルトキハ

ハ前項ノ規定ニ依ル議決ノ外新ニ編入

セラレ又ハ削除セラルベキ區域内ノ組

合員タル資格ヲ有スル者又ハ組合員ノ

三分ノ二以上ノ同意アルコトヲ要ス

第十六條 本法ニ規定スルモノヲ除クノ

外總代會ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ

以テ之ヲ定ム

第十七條 特別ノ事情アル米穀統制組合

ハ命令ノ定ムル所ニ依リ總代會ヲ設ケ

ズ組合員ノ總會ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

ス

總代會ニ關スル規定ハ總會ニ之ヲ準用

ス

第十八條 米穀統制組合ニ左ノ役員ヲ置ク

副組合長 一人

副組合長 一人

評議員 數人

役員ハ組合員中ヨリ之ヲ選任ス但シ組

合長及副組合長ハ其ノ他ノ者ヨリ之ヲ

選任スルコトヲ妨げズ

役員ノ選任及解任ハ總代會ニ於テ之ヲ

行フ

役員ノ解任竝ニ第二項但書ノ規定ニ依

ル組合長及副組合長ノ選任ハ行政官廳

ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ

生ゼズ

官廳ハ總代ヲ指定シ組合長ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得

組合長及副組合長ノ選任及退任ハ第四

項及第二十六條ノ場合ヲ除クノ外其ノ

旨ヲ行政官廳ニ届出ヅベシ

若ハ第二十六條ノ解任ヲ爲シ又ハ前項

ノ届出ヲ受ケタルトキハ遲滯ナク其ノ

旨ヲ告示スベシ

第十九條 組合長ハ組合ヲ代表シ組合ノ

事務ヲ總理ス

副組合長ハ組合長ヲ輔佐シ組合長事故

アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

評議員ハ組合長ノ諸問ニ應ジ竝ニ組合

ノ業務執行及財產ノ狀況ヲ監査ス

アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

評議員ハ組合長ノ諸問ニ應ジ竝ニ組合

ノ業務執行及財產ノ狀況ヲ監査ス

第二十條 總代會ノ議決ヲ經ベキ事項ニ

關シ臨時急務ヲ要スル場合ニ於テ總代

會成立セザルトキ又ハ之ヲ招集スルノ

暇ナキトキハ命令ノ定ムル場合ヲ除ク

ノ外組合長之ヲ專決處分スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ專決處分ヲ爲シタル

トキハ組合長ハ次ノ總代會ニ之ヲ報告

スベシ

第二十一條 米穀統制組合ハ第十八條ノ

役員ノ外定款ノ定ムル所ニ依リ職員ヲ

置クコトヲ得前項ノ職員ニ關シ必要ナ

ル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

ス

第二十二條 米穀統制組合ハ定款ノ定ム

ル所ニ依リ其ノ組合員ニ對シ經費ヲ分

賦シ及過怠金ヲ徵收スルコトヲ得

米穀統制組合ノ經費又ハ過怠金ヲ滯納

スル者アル場合ニ於テ其ノ組合長ノ請

求アルトキハ市町村ハ市町村ノ例ニ

依リ之ヲ處分ス此ノ場合ニ於テ米穀統

制組合ハ其ノ徵收金額ノ百分ノ四ヲ市

町村ニ交付スベシ

三十日以内ニ其ノ處分ニ著手セズ又ハ

九十日以内ニ之ヲ結了セザルトキハ行政

組合長ノ職務ヲ行フ者ナキトキハ行政

合長ハ行政官廳ノ認可ヲ得テ之ヲ處分
スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ町村制
順位ハ市町村其ノ他之ニ準ズベキモノ
ノ徵收金ニ次ギ其ノ時效ニ付テハ市町
村稅ノ例ニ依ル

前二項ニ規定スル徵收金ノ先取特權ノ
順位ハ市町村其ノ他之ニ準ズベキモノ
費及過怠金ノ分賦徵收、滯納處分、先
取特權ノ順位及時效ニ關シテハ命令ノ
定ムル所ニ依ル

經費ノ分賦及過怠金ノ徵收ニ關シテハ
勅令ノ定ムル所ニ依リ異議ノ申立、訴
願及行政訴訟（朝鮮ニ在リテハ異議ノ
申立、臺灣ニ在リテハ異議ノ申立及訴
願ニ限ル）ヲ爲スコトヲ得

第二十三條 米穀統制組合ハ定款ノ定ム
ル所ニ依リ使用料及手數料ヲ徵收スル
コトヲ得

第二十四條 使用料及手數料ヲ徵收、米
穀ノ寄託其ノ他米穀統制組合ト組合員
トノ間ニ於ケル權利義務ニ關シテハ本
法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ別段
ノ規定アルモノヲ除クノ外民事訴訟ヲ
提起スルコトヲ得

第二十五條 行政官廳ハ米穀統制組合ニ
對シ組合ノ事務ニ關スル報告ヲ爲サシ
メ組合ノ業務執行又ハ財產ノ状況ヲ檢
査シ、定款、收支豫算又ハ經費ノ分賦
收入方法ノ變更ヲ命ジ其ノ他監督上必
要ナル命令又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第二十六條 行政官廳ハ米穀統制組合ノ
決議若ハ選舉又ハ役員ノ行爲が法令若
ハ定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害シ若ハ害
スルノ虞アリト認ムルトキハ決議、選
擇若ハ當選ヲ取消シ、役員ヲ解任シ、
總代ノ改選ヲ命ジ、組合ノ事業ヲ停止
シ又ハ組合ノ解散ヲ命ズルコトヲ得

第二十七條 米穀統制組合解散又ハ合併
ヲ爲サントスルトキハ總代會ノ議決ヲ
經且其ノ組合員ノ三分ノ二以上ノ同意
ヲ得尙合併ノ場合ニ在リテハ定款ヲ議
定シ其ノ他必要ナル事項ヲ定メ行政官
廳ノ認可ヲ受クベシ

米穀統制組合分割ヲ爲サントスルトキ
ハ前項ノ規定ニ準ズル議決及同意ノ外
分割ノ各組合ノ組合員又ハ組合員タル
資格ヲ有スル者ノ三分ノ二以上ノ同意
ヲ得且定款ヲ議定シ其ノ他必要ナル事
項ヲ定メ行政官廳ノ認可ヲ受クベシ

第十條及第十五條ノ規定ハ前二項ノ場
合ニ之ヲ準用ス
前三項ニ規定スルモノヲ除クノ外解散、
合併又ハ分割ニ關シ必要ナル事項
ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十八條 米穀ヲ取扱フ販賣組合（以
下米穀販賣組合ト稱ス）ノ存スル市町
村ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ米穀
ケ米穀販賣組合ニ於テ之ヲ行フコトヲ
得

米穀統制組合又ハ其ノ事業ヲ行フ米穀
販賣組合ナキ市町村ニ於テハ勅令ノ定
ムル所ニ依リ農會ハ行政官廳ノ許可ヲ
受ケ米穀統制組合ノ事業ヲ行フコトヲ
得

朝鮮及臺灣ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ
依リ米穀ヲ取扱フ產業組合又ハ農會ハ
行政官廳ノ許可ヲ受ケ米穀統制組合ノ
事業ヲ行フコトヲ得

第二十九條 米穀統制組合ノ事業ヲ行フ
團體ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケ團體員ニ
非ズシテ其ノ區域内ニ於テ米穀統制組
合ノ組合員タル資格ヲ有スル者ニ對シ
團體員ニ准ジ第四條ニ掲グル事業ヲ行
得

第三十條 地方米穀統制組合聯合會及
體ガ第四十三條ノ規定（第五十七條第
二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ依
ル割當ヲ爲ス場合ニ於テハ總會又ハ總
代會ノ議決ヲ經ルコトヲ要ス
米穀統制組合ノ事業ヲ行フ場合ニ於ケ
ル前項ノ團體ノ監督及總會又ハ總會ニ關
シテハ勅令ヲ以テ特例ヲ設クルコトヲ得
第三十一條 米穀統制組合及其ノ事業ヲ
行フ團體ハ團體相互ノ聯絡ヲ圖リ米穀
ノ自治管理ヲ行フ目的ヲ以テ地方米穀
統制組合聯合會ヲ設立スルコトヲ得
地方米穀統制組合聯合會（臺灣ニ於テ
ハ廳ノ區域内ノ米穀統制組合ヲ含ム）
及其ノ事業ヲ行フ團體ハ團體相互ノ聯絡
ヲ圖リ米穀ノ自治管理ヲ行フ目的ヲ
以テ中央米穀統制組合聯合會ヲ設立ス
ルコトヲ得

第三十二條 地方米穀統制組合聯合會及
中央米穀統制組合聯合會ハ法人トス
第三十三條 地方米穀統制組合聯合會ノ
地區ハ内地ニ在リテハ道府縣、朝鮮ニ
在リテハ道、臺灣ニ在リテハ州、中央
米穀統制組合聯合會ノ地區ハ各内地
朝鮮又ハ臺灣ノ區域ニ依ル

第三十四條 地方米穀統制組合聯合會及
中央米穀統制組合聯合會ニ總會ヲ置
ク
總會ハ會長、副會長及議員ヲ以テ之ヲ
組織ス

第三十五條 地方米穀統制組合聯合會ノ
議員ハ命令ノ定ムル所ニ依リ米穀統制
組合又ハ其ノ事業ヲ行フ團體ノ代表者
ヲ以テ之ニ充ツ

第三十六條 地方米穀統制組合聯合會及
中央米穀統制組合聯合會ニ左ノ役員ヲ
置ク
會長一人又ハ二人
副會長一人
評議員數人

役員ハ議員中ヨリ之ヲ選任ス但シ會長
及副會長ハ其ノ他ノ者ヨリ之ヲ選任ス
ルコトヲ妨げズ
前項但書ノ規定ニ依ル會長及副會長ノ
選任ハ行政官廳ノ許可ヲ受クルニ非ザ
レバ其ノ效力ヲ生ゼズ
第三十七條 第四條、第六條、第八條乃
至第十一條、第十四條乃至第十六條、
第十八條第五項乃至第七項、第十九條
乃至第二十一條、第二十二條第一項及
第二十三條乃至第二十六條ノ規定竝ニ
第二十七條中解散ニ關スル規定ハ地方
米穀統制組合聯合會及中央米穀統制組
合聯合會ニ之ヲ準用ス
第三十八條 勅令ノ定ムル所ニ依リ行政
官廳ノ許可ヲ受ケ道府縣ヲ區域トスル
米穀ヲ取扱フ販賣組合聯合會（以下道
府縣米穀販賣組合聯合會ト稱ス）ハ地
方米穀統制組合聯合會ノ事業ヲ、内地
ヲ區域トスル米穀ヲ取扱フ販賣組合聯合
會（以下全國米穀販賣組合聯合會ト
稱ス）ハ内地ヲ區域トスル中央米穀統制
組合聯合會ノ事業ヲ行フコトヲ得

第三十九條 地方米穀統制組合聯合會ノ
事業ヲ行フ道府縣米穀販賣組合聯合會
ニ其ノ地區内ニ於ケル米穀統制組合及
所屬組合ニ非ズシテ米穀統制組合ノ事
業ヲ行フ團體ニ對シ所屬組合ニ準ジ第
三十七條ニ於テ準用スル第四條ニ掲グ
ル事業ヲ行フコトヲ得

前項ノ規定ハ中央米穀統制組合聯合會ノ事業ヲ行フ全國米穀販賣組合聯合會之ヲ準用ス

第四十條 中央米穀統制組合聯合會又ハ地方米穀統制組合聯合會ノ事業ヲ行フ

全國米穀販賣組合聯合會又ハ道府縣米穀販賣組合聯合會第

四十三條ノ規定（第五十七條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ依ル割當ヲ爲ス場合ニ於

テハ總會又ハ總代會ノ議決ヲ經ルコトヲ要ス

第三十條第二項ノ規定ヘ前項ノ團體之ヲ準用ス

前條ニ規定スル米穀統制組合及ノ事業ヲ行フ團體ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ代表者ヲ第一項ノ總會又ハ總代會

ニ出席セシメ表決權ヲ行使セシムルコトヲ得

第四十一條 政府ヘ毎年内地、朝鮮及臺灣ノ通ジ米穀需給推算ヲ行ヒ米穀ノ供給過剩ナリト認ムルトキハ其ノ過剩數量ノ範圍内ニ於テ定ムル一定數量ノ米穀ヲ内地、朝鮮及臺灣ニ於テ統制セシムルコトヲ得

前項ノ米穀需給推算ノ方法ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第一項ノ一定數量ノ内地、朝鮮及臺灣ニ對スル割當ノ割合ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ内地、朝鮮及臺灣ノ米穀管外移出數量ノ增加趨勢ノ外ニ米穀管外移出數量、米穀收穫ノ豐凶等ヲモ參酌シテ

第四十二條 前條第一項ノ米穀需給推算及統制スベキ米穀ノ數量並ニ同條第三項ノ割當ノ割合ニ付テハ米穀自治管理委員會ニ諮詢シテ之ヲ定ム

米穀自治管理委員會ノ組織及權限ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十三條 政府ハ各内地、朝鮮及臺灣ノ米穀販賣組合聯合會又ハ全國米穀販賣組合聯合會ノ事業ヲ行フ

中央米穀統制組合聯合會又ハ其ノ事業

ニ於ケル中央米穀統制組合聯合會又ハ

其ノ事業ヲ行フ全國米穀販賣聯合會ニ

對シ第四十一條ノ規定ニ依リ定マリタル數量ノ米穀ヲ割當テ其ノ米穀ニ付統制ヲ命ズ

中央米穀統制組合聯合會又ハ其ノ事業

ヲ行フ全國米穀販賣組合聯合會前項ノ規定ニ依リ米穀ノ統制ヲ命ゼラレタルトキハ其ノ統制ヲ命ゼラレタル數量ヲ行フ道府縣米穀販賣組合聯合會又ハ其ノ事業ヲ行フ

中央米穀統制組合聯合會又ハ其ノ事業

ヲ行フ全國米穀販賣組合聯合會前項ノ規定ニ依リ米穀ノ統制組合又ハ其ノ事業ヲ行フ團體

ニ寄託スルコトヲ要ス第二十九條ニ規

定スル者ニ付亦同ジ

第四十八條 米穀統制組合又ハ其ノ事業ヲ行フ團體ハ第二項ノ場合及勅令ノ定期割當ツルコトヲ要ス

米穀統制組合又ハ其ノ事業ヲ行フ團體

ハ其ノ割當テラレタル數量ヲ團體員及

第二十九條ニ規定スル者ニ對シ割當ツルコトヲ得

政府ハ必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定期ムル所ニ依リ第四十六條ノ規定ニ依リ貯藏シタル米穀ニ付其ノ貯藏ノ解除ヲ命ズルコトヲ得

第四十九條 政府ハ米穀統制組合又ハ其ノ事業ヲ行フ團體ガ貯藏スペキ米穀中ノ事業ヲ行フ團體ガ貯藏能力ノ他ノ事情ニ依リ貯藏困難ナリト認ムルモノニ付當該團體ヨリ賣渡ノ申込アリタル場合ニ於テハ買入ヲ爲ス

第五十条 政府ハ必要アリト認ムルトキハ其ノ事業ヲ行フ全國米穀販賣組合聯合會、地方米穀統制組合聯合會若ハ其ノ事業ヲ行フ團體又ハ米穀統制組合若ハ其ノ事業ヲ行フ全國米穀販賣組合聯合會、地方米穀統制組合聯合會若ハ其ノ事業ヲ行フ團體前條ノ規定ニ依ル割當ヲ爲サザル場合ニ於テハ政府ハ之ニ代リ割當ヲ爲スコトヲ得

第四十五條 前二條ノ割當ニ關シ必要ナ

ル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十六條 米穀統制組合又ハ其ノ事業ヲ行フ團體ハ其ノ割當テラレタル數量ノ割當ヲ以テ之ヲ定ム

第五十條 政府ハ必要アリト認ムルトキハ其ノ事業ヲ行フ團體ノ貯藏スルコトヲ要ス但シ其ノ貯藏ヲ解除セラレザルモノニ付買入ヲ爲ス

前項ノ買入價格ハ其ノ貯藏シタル價格トス

第五十一條 命令ヲ以テ指定スル地ニ於ケル米穀取扱業者ハ米穀商統制組合ヲ設立スルコトヲ得

第五十二条 第四條、第六條及第八條乃至第二十七條ノ規定ヘ米穀商統制組合ニ之ヲ準用ス

第五十三条 第四條、第六條及第八條乃至第二十七條ノ規定ヘ米穀商統制組合ニ付

第五十四条 勅令ノ定期ムル所ニ依リ米穀取扱業者ノ組織スル商業組合又ハ重要物產同業組合法若ハ朝鮮重要物產同業組合令ニ依リ同業組合ヘ行政官廳ノ許可ヲ受ケ米穀商統制組合ノ事業ヲ行フコトヲ得

第五十五条 前條ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五十六条 勅令ノ定期ムル所ニ依リ政府ハ第四十一條ノ統制ヲ爲スモ米穀ノ供給過剩ニシテ米價ガ米穀統制法ニ基キテ發スル命令ニ定期ムル標準最低價格ヲ下ラントスル處アリト認ムルトキハ米穀商統制組合聯合會ニ之ヲ準用ス

第五十七条 前條ノ場合ニ於テハ政府ハ各内地、朝鮮及臺灣ニ於ケル中央米穀統制組合聯合會若ハ其ノ事業ヲ行フ團體ニ對シ前條ノ一定數量ヲ割當テ其ノ米穀ニシテ當該米穀年度ヲ越ユルモノニ付買入價格ハ其ノ割當テラレタル數量ノ貯藏ヲ解除セラレザルモノニ付買入ヲ爲ス

前項ノ買入價格ハ其ノ割當テラレタル數量ノ貯藏スルコトヲ要ス但シ其ノ貯藏ヲ解除セラレザルモノニ付買入ヲ爲ス

第五十八条 前條ノ場合ニ於テハ政府ハ各内地、朝鮮及臺灣ニ於ケル中央米穀統制組合聯合會若ハ其ノ事業ヲ行フ團體ニ對シ前條ノ一定數量ヲ割當テ其ノ米穀ニ付統制ヲ命ズ

第五十九條 第四十三條第二項乃至第四項、第四

四條乃至第四十八條及第五十條ノ規定

ハ前項ノ規定ニ依リ統制ヲ命ゼラレタ
ル場合ニ之ヲ準用ス
第五十八條 政府ハ米穀統制組合若ハ其
ノ事業ヲ行フ團體又ハ米穀商統制組合
若ハ其ノ事業ヲ行フ團體方前條ノ規定
ニ依リ貯藏スペキ米穀中貯藏能力其ノ
他ノ事情ニ依リ貯藏困難ナリト認ムル
モノニ付當該團體ヨリ賣渡ノ申込アリ
タル場合ニ於テハ買入ヲ爲ス
前項ノ買入價格ハ内地米ニ在リテハ米
穀統制法第二條ノ最低價格、朝鮮米又
ハ臺灣米ニ在リテハ勅令ノ定ムル一定
價格以内ニ於テ時價ニ準據シテ定メタ
ル價格トス

第五十九條 内地ニ於ケル米穀統制組
合、地方米穀統制組合聯合會、中央米
穀統制組合聯合會、米穀販賣組合又ハ
米穀ヲ取扱フ販賣組合聯合會ハ命令ノ
定ムル場合ヲ除クノ外米穀統制法第二
條ノ最低價格及最高價格ノ範圍内ノ價
格ヲ以テスルニ非ザレバ米穀ノ販賣ヲ
爲スコトヲ得ズ農業倉庫業者ニ付亦同
ジ

第六十條 米穀ヲ取扱フ販賣組合聯合會
ハ定款ノ定ムル機關ノ議ヲ經テ其ノ所
屬組合又ハ所屬聯合會ニ對シ米穀ノ平
均賣ノ實行ニ關シ必要ナル指令ヲ爲ス
コトヲ得

第六十一條 朝鮮及臺灣ニ於テハ第十二
條、第十八條、第十九條及第三十六條ニ
規定（第三十七條又ハ第五十三條ニ
於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ關シ命令
ヲ以テ特例ヲ設クルコトヲ得

第六十二條 地方米穀統制組合聯合會若
ハ其ノ事業ヲ行フ團體、中央米穀統制
組合聯合會若ハ其ノ事業ヲ行フ團體又
ハ中央米穀商統制組合聯合會ノ役員命
令ノ定ムル第四十三條ノ規定（第五十七
條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）

ニ依ル割當ヲ爲スニ必要ナル行爲ヲ爲
サザルトキハ五百圓以下ノ過料ニ處ス
米穀統制組合若ハ其ノ事業ヲ行フ團體
又ハ米穀商統制組合若ハ其ノ事業ヲ行
フ團體ノ役員命令ノ定ムル第四十三條
ノ規定（第五十七條第二項ニ於テ準用
スル場合ヲ含ム）ニ依ル割當ヲ爲スニ
必要ナル行爲ヲ爲サザルトキ亦同ジ
第六十三條 非訟事件手續法第二百六條
乃至第二百八條ノ規定ハ前條ノ過料ニ
之ヲ準用ス

第六十四條 米穀統制組合若ハ其ノ事業
ヲ行フ團體又ハ米穀商統制組合若ハ其
ノ事業ヲ行フ團體ノ役員故ナク第四十
六條ノ規定第五十七條第二項ニ於テ
準用スル場合ヲ含ムニ違反シタルト
キハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
前項ノ役員第四十八條第一項ノ規定（第
五十七條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ
含ム）ニ違反シタルトキ亦前項ニ同ジ
第六十五條 米穀統制組合若ハ其ノ事業
ヲ行フ團體、地方米穀統制組合聯合會
若ハ其ノ事業ヲ行フ團體、中央米穀統
制組合聯合會若ハ其ノ事業ヲ行フ團
體、米穀商統制組合若ハ其ノ事業ヲ行
フ團體又ハ中央米穀商統制組合聯合會ノ
役員、第二十一條ノ職員、總代、議員、
組合員又ハ代議員本法ニ依ル割當又ハ
貯藏ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求
若ハ約束シタルトキハ二年以下ノ懲役
ノ處ス因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當
ノ行爲ヲ爲サザルトキハ五年以下ノ懲
役ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之
ヲ沒收ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收
スルコト能ハザルトキハ其ノ價格ヲ追
徵ス

第六十六條 前條第一項ニ掲グル者ニ對
シ賄賂ヲ交付、提供又ハ約束シタル者
ヲ定ム

第八條及第九條中「高粱又ハ黍」ヲ「高粱、
黍、小麥又ハ小麥粉」ニ改ム
第十二條中「高粱若ハ黍ヲ「高粱、黍、小
麥若ハ小麥粉」ニ、「高粱又ハ黍」ヲ「高粱、
黍、小麥又ハ小麥粉」ニ改ム
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第四十一条第一項ニ規定スル一定數量ノ
内地、朝鮮及臺灣ニ對スル割當ノ割合ハ
當分ノ内同條第三項ノ規定ニ拘ラズ内地
百分ノ三十五、朝鮮百分ノ四十二、臺灣百
分ノ二十二トス但シ政府ハ内地、朝鮮及
臺灣ニ於ケル米穀收穫ノ豐凶等ニ依リ米
穀自治管理委員會ニ諮詢シテ之ヲ變更ス
ルコトヲ妨げズ

米穀統制法中改正法律案
米穀統制法中左ノ通改正ス
第二條第三項中「前項」ヲ「前一項」ニ改メ
同條第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ
政府ハ第一項ノ最低價格ノ決定ニ付テ
ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ金利及保管料
ヲ加算スルコトヲ得

第四條ノ二 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依
リ米價ガ最低價格ト最高價格トノ平均
價格以上ニ在リ且災害、事變其ノ他避
クベカラザル事由アル場合ニ於テ米穀
ノ配給上特に必要アリト認ムルトキハ
ニ限リ所有米穀ノ總數量ヨリ最高價格
ヲ維持スル爲必要ナル數量ヲ控除シタ
ル數量ノ範圍内ニ於テ道府縣ニ對シ米
穀ノ賣渡ヲ爲スコトヲ得

第六十六條 前條第一項ニ掲グル者ニ對
シ賄賂ヲ交付、提供又ハ約束シタル者
ヲ定ム

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
（國務大臣山崎達之輔君登壇）只今上程セラ
レマシタル三案ニ付キマシテ、提案理由ノ
概要ヲ御説明申上ゲマス、政府ハ昭和八年
十一月ヨリ米穀統制法ヲ施行致シマシテ、
米價ノ公定並ニ季節的出廻調節ヲ根幹ト致
シマシテ、米穀ノ統制ヲ圖リ、更ニ昭和九

年五月ヨリ臨時米穀移入調節法ヲ施行致シマシテ、米穀政策ヲ運用致シテ居ルノデアリマスルガ、米穀統制法實施ノ經過、諸般ノ米穀事情及財政上ノ影響等ニ鑑ミマシテ、且又第六十五回帝國議會ニ於ケル貴衆兩院ノ決議ノ御趣旨ヲ尊重致シマシテ、更ニ米穀對策ニ付テ攻究ヲ遂ダマスル爲ニ、昨年九月内閣ニ米穀對策調査會ヲ設置致シタ次第デアリマス、而シテ臨時米穀移入調節法ハ、御承知ノ通り本年三月三十日ヲ以テ其效力ヲ失フコト、ナリマスノデ、調查會ニ於キマシテモ、鋭意研究ノ結果、本年一月十九日ヲ以テ答申ヲ決議セラレタノ次第デゴザイマス。

先づ米穀自治管理法案ハ、内地朝鮮及臺灣ヲ通ジマシテ、過剩米穀ヲ統制スル爲ニ、米穀ノ自治管理ヲ行ハシムルコトヲ目的トスルモノデゴザイマシテ、即チ内地外地一貫ノ方針ヲ以テ、公平ナル統制方策ヲ立ツルト共ニ、生産者等ヲシテ、自治的ニ米穀ノ調節ヲ圖ラシメマシテ、政府ト民間ト相協力シテ、米穀統制ノ目的ヲ達セントスルモノデアリマス、而シテ本案ハ過剩米穀ヲ統制スルノ方法ニ依ルモノアリマス、御承知ノ通り近年内地朝鮮及臺灣ヲ通ジマシテ、過剩米穀ノ供給ノ増加、殊ニ朝鮮米及臺灣米ノ移入數量ノ増加ニ依リマシテ、供給過剩ノ結果ヲ來シ、一朝大豐作等ニ際會致シマスレバ、米穀ノ異常な供給過剩ヲ來シテ、米價ヲ著シク低落セシメルコトニナリマスルカラ、過剩米穀アル場合ニハ、米穀生産者ノ團體、米穀取扱業者ノ團體ニ於テ、米穀ノ團體ノ運営ノ問題、米穀ノ價格ガ相當程度ノ弊ヲ防止致シマシテ、其他ノ一般販賣米等ノ取引ノ自由ニ付キマシテハ、制限ヲ加ヘザルノ趣旨デアリマス、法案ノ内容ヲ申シマスレバ、政府ハ毎年米穀年度ノ初メニ、内地朝

鮮及臺灣ノ全體ヲ通ジマシテ、其米穀年度ニ於ケル需給推算ヲ行フノデアリマス、此昨年九月内閣ニ於キマシテ、之ヲ内地朝鮮及臺灣ニ一定數量ヲ定メテ、之ヲ内地朝鮮及臺灣ニ割當テマシテ、統制スルコト、致スノデアリマス、而シテ右ノ一定數量ノ割當ハ、内地朝鮮及臺灣ノ、米穀管外移出數量ノ增加趨勢ノ外ニ、米穀ノ管外移出數量、米穀收穫ノ豐凶等ヲ參酌シテ定メルコト、致シタノデアリマス、尤モ其割當ハ、當分ノ中ハ内地百分ノ三十五、朝鮮百分ノ四十三、臺灣百分ノ二十二ト致シマシテ、各地ニ於ケル豐凶等ニ依ツテハ、之ヲ變更スルノ餘地ヲ認メテ居ルノデアリマス、統制ヲ行フ機關ト致シマシテハ、内地朝鮮及臺灣ニ於キマシテ、市町村等ノ一定地域ヲ區域ト致シマシテ、米穀統制組合聯合會ノ制度ヲ設立致サセマシテ、更ニ上級團體トシテハ、内地ノ道府縣、朝鮮ノ道、臺灣ノ州ヲ一區域トスル、地方米穀統制組合聯合會ノ制度ヲ設ケルコト、致シタノデアリマス、併シ内地ニ於キマシテハ、米穀販賣組合及其聯合會ヲシテ、統制組合及其聯合會ノ業務ヲ代行セシメ得ルコトガ出來ルコト、致シマシテ、尙ホ農會モ是等ノ團體ノナイス市町村ニ於キマシテハ、業務ノ代行ヲ認メルコト、致シタノデアリマス、斯様ニ致シマシテ政府ハ内地朝鮮及臺灣ニ於ケル中央團體ニ一定ノ數量ノ統制ヲ命ジ、中央ノ團體ヨリ順次其所屬團體ニ對シテ系統的ニ統制スベキ數量ヲ割當テルコトニ致スノデアリマス、而シテ米穀統制組合又ハ其業務ヲ代行スル團體ニ於キマシテハ、其割當テラレマシタル數量ダケノ如コトガ出來ルノデアリマスカラ、假令一方ニ於テ貯藏米ニ對シテ助成金等ヲ交付スルニ致シマシテモ、國庫ノ負擔ハ相當ニ輕減セラレマシテ、米穀統制法ノ運用等ニモ好結果ヲ齎スコトニナルト考へル次第デゴザイマス。

次ニ米穀統制法中改正法律案ハ、第一ニ出廻期ニ於キマシテ、農家が米ヲ賣急ギヲ爲シ、政府ヘノ賣渡申込ガ一時ニ殺到スル等ノ弊ヲ防止致シマスル爲ニ、最低價格ニ金利及保管料ヲ加算スルコト、致シ、第二ニ賦税能力其他ノ事情ヲ參酌致シマシテ、貯藏能力其他ノ事情ヲ參酌致シマシテ、貯藏

ガ困難デアルト認メマスル部分ハ、希望ニ依ツテ一定價格ヲ以テ買上ゲルコト、致スノデアリマス、以上ノヤウニ米穀生産者ノ團體ヲシテ自治的管理ヲ行ハシメマスルガ、其後ニ於ケル天候ノ如何ニ依リマシテ、實際ノ收穫高ガ著シク增加致シマスル等ノ爲ニ、更ニ米穀ノ供給過剩ヲ來スコト途ヲ設ケテ置ク譯デアリマス、本案ハ大要ニ、米穀生産者ノ團體及米穀取扱業者ノ團體ニ對シテ統制ヲ命ズルコトガ出來ルノ、以上申上デマシタ通りデゴザイマシテ、本案ハ大要ノ供給過剩ナルガ爲ニ、生産者ハ勿論、ノ供給ガ過剩ナルガ爲ニ、生産者ハ勿論、ノ取扱業者等ニ於テモ、多クハ困難ヲ感シテ居ル場合デアリマスノデ、是等ニ對シマシテ相當ノ便宜ヲ與ヘルコト、信ジテ疑ヒマセヌ、又米價ガ最低價格ヨリ一定ノ程度値上リヲ致シマス場合ニハ、貯藏米穀ノ解除ヲ受ケマシテ、市場ニ出售リ得ルコトトナルノデアリマスルカラ、需給ノ關係ガ圓滑トナリマシテ、消費經濟ニモ好影響ヲ及ボスモノト存ゼラレルノデアリマス、尙ホ本案ガ實施セラレマスル場合ニハ、相當供給過剩ノ年柄ニ於キマシテモ、政府ハ從來ノヤウニ一時ニ大量ノ買上ヲスルコトヲ防ぐコトガ出來ルノデアリマスカラ、假令一方ニ於テ貯藏米ニ對シテ助成金等ヲ交付スルニ致シマシテモ、國庫ノ負擔ハ相當ニ輕減セラレマシテ、米穀統制法ノ運用等ニモ好結果ヲ齎スコトニナルト考へル次第デゴザイマス。

○高橋熊次郎君

米穀ガ我國農產物ノ主タル物デアリマスコトハ言フマデモアリマセヌ、繩ノ二割、米ノ四割ヲ加ヘマスルト云フ、我國農產物ノ大半ヲ占ムルコトニ相成ルノデアリマス、而モ米ハ我國ノ國民ノ主食デアルガ故ニ、消費關係等ニ於テモ米ノ價格ノ高下、需給ノ如何ト云フコトハ、國民生活ノ上ニ於テモ重大ナル交渉有ツテ居リ、是ニ於テ此問題ハ近代經濟又政治ノ上ニ於テ重要ナル問題トシテ取扱ハリ、嘗テハ米穀法ノ制定トナリ、此缺陷ヲ補フ爲ニ米穀統制法ノ制定ニ相成ッタノデアリマスガ、何レノ制定當時ニ於キマシテ

形ニ於テ統制ニ依ル弊害ヲ生ズル憂ヒハナ
イカ、即チ獨占價格ニ依ル所ノ諸種ノ弊害
ハ醸サナインデアルカト云フコトニ付テ、此
場合當局ノ御所見ヲ求メタイト思ヒマス
第三ニ國家財政上ノ負擔ニ付テ、アリマ
ス、成程政府ノ買占ガ少クナリマスルカラ、
國家財政ニ及ボス脅威ハ著シク輕減セラル
ルト云フコトハ當然デアリマセウ、併ナガ
ラ自治的管理其他ノ方法ニ依リマス、此三
案ノ骨子ト致シマスル施設ヲ遂行致シマス
ルニ付テ、其助成費ナリ交付金ナリト云フ
モノ、又ハ交付米ト云フモノハ、或ハ米穀
特別會計ノ經濟ノ中ニ包含サレルモノモア
繰返サレナケレバナラスト思フノデアリマ
ス、是マデノ統制法ノ建前カラ見マシタ
ナラバ、一面米ヲ買上ダモノガ高ク
ナツタ、最高價格ニ達シタ場合ニ之ヲ賣捌
リマセウ、或ハ一般會計ノ中ヨリ支出サル
ルフモアリマセウ、併ナガラ何レニ致シマ
シテモ、其支出ハ少ナカラザルモノガ年々
増加スル、已レノ生產シタル農產物ノ價格
テ參ルノデアリマス、又昭和十年度ノ豫算
等ニ於キマシテモ、重要農產物ノ販賣統制
ニ關スル經費等モ出テ居リマス、併ナガラ
是等ノ經費ニ依ッテ、農林大臣、總理大臣等
ガ議會ニ於テ説明セラレタガ如ク、偉大ナ
ル效果ノアル仕事ガ出來ルカドウカト云フ
コトハ、疑問トシテ今日殘サレテ居ルノデ
アリマスルガ、免モ角販賣ノ統制ト云フモ
ノガ、次第ニ強化サレテ參ルト云フコトハ、
是ハ事實デアリマシテ、是ハ我國農村ノ爲
ニ、從來生產部門ニノミ沒頭致シタモノガ、
交換部門ニ注意サレルト云フコトハ、洵ニ
結構ナコトデアリマス、併ナガラ今迄生產
増殖ヲ主トシタル生產部門ニ精進シタルモ
ノガ、交換部門ニ轉換ヲサレタト云フコト
ニ付テハ、農業對策ニ對スル所ノ一大轉換
デアリマスルカラシテ、之ニ對シテ根本的
ナル農村對策、農業對策ト云フモノガ樹立
出来マセウケレドモ、米穀特別會計ニ於キ
マシテハ、何等儲ヲ取ルト云フ機會ハナ
クナツテ參ルト思フノデアリマス、此法律ガ
強化サレ、運用ガ完全ニ行ケバ行ク程、米
穀特別會計即チ政府ノ懷口工合ト云フモノ
ハ逆ニナツテ參ラナケレバナラナインデア
リマス、是等ニ對シテ政府ハ之ヲ可能ナリ
トスル如何ナル計數的根據ヲ有ツテ居ラレ
ルカト云フコトヲ伺ヒタイノデアリマス
更ニ私ハ米穀統制ニ關聯致シマスル他ノ
二三ノ事項ヲ伺ヒタイト思フノデアリマス、
ソレハ此米穀法ハ從來先程申シマシタ如ク
ニ、米穀法、米穀統制法ト移リ變ッテ參リマ

シタガ、今回ノ提案ニ依ッテ、前二法案ノ包
含致シタル缺陷へ稍、之ヲ補フコトガ出來タ、
而シテ米穀統制ハ更ニ強化サル、コトニ
ナツテ參ッテ居ルノデアリマス、併シ米穀統
制ハ強化サレ、又近ク提出サレンントスル產
業統制ニ關スル御提案ガアルト承知致シテ
居リマス、是等ノ御提案ニ依ッテ農產業ノ統
制ト云フモノハ次第ニ進ンデ參リ、強化シ
テ參ルノデアリマス、又昭和十年度ノ豫算
等ニ於キマシテモ、重要農產物ノ販賣統制
ニ關スル經費等モ出テ居リマス、併ナガラ
是等ノ經費ニ依ッテ、農林大臣、總理大臣等
ガ議會ニ於テ説明セラレタガ如ク、偉大ナ
ル效果ノアル仕事ガ出來ルカドウカト云フ
コトハ、疑問トシテ今日殘サレテ居ルノデ
アリマスルガ、免モ角販賣ノ統制ト云フモ
ノガ、次第ニ強化サレテ參ルト云フコトハ、
是ハ事實デアリマシテ、是ハ我國農村ノ爲
ニ、從來生產部門ニノミ沒頭致シタモノガ、
交換部門ニ注意サレルト云フコトハ、洵ニ
結構ナコトデアリマス、併ナガラ今迄生產
増殖ヲ主トシタル生產部門ニ精進シタルモ
ノガ、交換部門ニ轉換ヲサレタト云フコト
ニ付テハ、農業對策ニ對スル所ノ一大轉換
デアリマスルカラシテ、之ニ對シテ根本的
ナル農村對策、農業對策ト云フモノガ樹立
出来マセウケレドモ、米穀特別會計ニ於キ
マシテハ、何等儲ヲ取ルト云フ機會ハナ
クナツテ參ルト思フノデアリマス、此法律ガ
強化サレ、運用ガ完全ニ行ケバ行ク程、米
穀特別會計即チ政府ノ懷口工合ト云フモノ
ハ逆ニナツテ參ラナケレバナラナインデア
リマス、是等ニ對シテ政府ハ之ヲ可能ナリ
トスル如何ナル計數的根據ヲ有ツテ居ラレ
ルカト云フコトヲ伺ヒタイノデアリマス
更ニ私ハ米穀統制ニ關聯致シマスル他ノ
二三ノ事項ヲ伺ヒタイト思フノデアリマス、
ソレハ此米穀法ハ從來先程申シマシタ如ク
ニ、米穀法、米穀統制法ト移リ變ッテ參リマ

待スルコトガ出來ナイノデアリマス、即チ
農業經濟ニ於テ、收入ノ增加ト云フコトヲ
期待シ得ナイト云フナラバ、此不況ヲ打開
シ、又文化ノ發達ニ伴フ經濟發達ニ順應ス
ルニ必要ナ收入ノ增加ガナケレバナラナイ、
是等ノ資源ト云フモノハ、何ニ依ッテ求メル
シタガ、今回ノ提案ニ依ッテ、前二法案ノ包
含致シタル缺陷へ稍、之ヲ補フコトガ出來タ、
而シテ米穀統制ハ更ニ強化サル、コトニ
ナツテ參ッテ居ルノデアリマス、併シ米穀統
制ハ強化サレ、又近ク提出サレンントスル產
業統制ニ關スル御提案ガアルト承知致シテ
居リマス、是等ノ御提案ニ依ッテ農產業ノ統
制ト云フモノハ次第ニ進ンデ參リ、強化シ
テ參ルノデアリマス、又昭和十年度ノ豫算
等ニ於キマシテモ、重要農產物ノ販賣統制
ニ關スル經費等モ出テ居リマス、併ナガラ
是等ノ經費ニ依ッテ、農林大臣、總理大臣等
ガ議會ニ於テ説明セラレタガ如ク、偉大ナ
ル效果ノアル仕事ガ出來ルカドウカト云フ
コトハ、疑問トシテ今日殘サレテ居ルノデ
アリマスルガ、免モ角販賣ノ統制ト云フモ
ノガ、次第ニ強化サレテ參ルト云フコトハ、
是ハ事實デアリマシテ、是ハ我國農村ノ爲
ニ、從來生產部門ニノミ沒頭致シタモノガ、
交換部門ニ注意サレルト云フコトハ、洵ニ
結構ナコトデアリマス、併ナガラ今迄生產
増殖ヲ主トシタル生產部門ニ精進シタルモ
ノガ、交換部門ニ轉換ヲサレタト云フコト
ニ付テハ、農業對策ニ對スル所ノ一大轉換
デアリマスルカラシテ、之ニ對シテ根本的
ナル農村對策、農業對策ト云フモノガ樹立
出来マセウケレドモ、米穀特別會計ニ於キ
マシテハ、何等儲ヲ取ルト云フ機會ハナ
クナツテ參ルト思フノデアリマス、此法律ガ
強化サレ、運用ガ完全ニ行ケバ行ク程、米
穀特別會計即チ政府ノ懷口工合ト云フモノ
ハ逆ニナツテ參ラナケレバナラナインデア
リマス、是等ニ對シテ政府ハ之ヲ可能ナリ
トスル如何ナル計數的根據ヲ有ツテ居ラレ
ルカト云フコトヲ伺ヒタイノデアリマス
更ニ私ハ米穀統制ニ關聯致シマスル他ノ
二三ノ事項ヲ伺ヒタイト思フノデアリマス、
ソレハ此米穀法ハ從來先程申シマシタ如ク
ニ、米穀法、米穀統制法ト移リ變ッテ參リマ

待スルコトガ出來ナイノデアリマス、即チ
農業經濟ニ於テ、收入ノ增加ト云フコトヲ
期待シ得ナイト云フナラバ、此不況ヲ打開
シ、又文化ノ發達ニ伴フ經濟發達ニ順應ス
ルニ必要ナ收入ノ增加ガナケレバナラナイ、
是等ノ資源ト云フモノハ、何ニ依ッテ求メル
シタガ、今回ノ提案ニ依ッテ、前二法案ノ包
含致シタル缺陷へ稍、之ヲ補フコトガ出來タ、
而シテ米穀統制ハ更ニ強化サル、コトニ
ナツテ參ッテ居ルノデアリマス、併シ米穀統
制ハ強化サレ、又近ク提出サレンントスル產
業統制ニ關スル御提案ガアルト承知致シテ
居リマス、是等ノ御提案ニ依ッテ農產業ノ統
制ト云フモノハ次第ニ進ンデ參リ、強化シ
テ參ルノデアリマス、又昭和十年度ノ豫算
等ニ於キマシテモ、重要農產物ノ販賣統制
ニ關スル經費等モ出テ居リマス、併ナガラ
是等ノ經費ニ依ッテ、農林大臣、總理大臣等
ガ議會ニ於テ説明セラレタガ如ク、偉大ナ
ル效果ノアル仕事ガ出來ルカドウカト云フ
コトハ、疑問トシテ今日殘サレテ居ルノデ
アリマスルガ、免モ角販賣ノ統制ト云フモ
ノガ、次第ニ強化サレテ參ルト云フコトハ、
是ハ事實デアリマシテ、是ハ我國農村ノ爲
ニ、從來生產部門ニノミ沒頭致シタモノガ、
交換部門ニ注意サレルト云フコトハ、洵ニ
結構ナコトデアリマス、併ナガラ今迄生產
増殖ヲ主トシタル生產部門ニ精進シタルモ
ノガ、交換部門ニ轉換ヲサレタト云フコト
ニ付テハ、農業對策ニ對スル所ノ一大轉換
デアリマスルカラシテ、之ニ對シテ根本的
ナル農村對策、農業對策ト云フモノガ樹立
出来マセウケレドモ、米穀特別會計ニ於キ
マシテハ、何等儲ヲ取ルト云フ機會ハナ
クナツテ參ルト思フノデアリマス、此法律ガ
強化サレ、運用ガ完全ニ行ケバ行ク程、米
穀特別會計即チ政府ノ懷口工合ト云フモノ
ハ逆ニナツテ參ラナケレバナラナインデア
リマス、是等ニ對シテ政府ハ之ヲ可能ナリ
トスル如何ナル計數的根據ヲ有ツテ居ラレ
ルカト云フコトヲ伺ヒタイノデアリマス
更ニ私ハ米穀統制ニ關聯致シマスル他ノ
二三ノ事項ヲ伺ヒタイト思フノデアリマス、
ソレハ此米穀法ハ從來先程申シマシタ如ク
ニ、米穀法、米穀統制法ト移リ變ッテ參リマ

ノ摩擦ノ大キコトデアリマス、或ハ今日
ノ商業機關ト米穀自治管理案其他ノ案件ト
ノ衝突ト申シマセウカ、簡單ニ申シマスレ
バ、衝突、摩擦デアリマセウ、是等ノ問題
シテ、又文化ノ發達ニ伴フ經濟發達ニ順應ス
ルニ必要ナ收入ノ增加ガナケレバナラナイ、
是等ノ資源ト云フモノハ、何ニ依ッテ求メル
シタガ、今回ノ提案ニ依ッテ、前二法案ノ包
含致シタル缺陷へ稍、之ヲ補フコトガ出來タ、
而シテ米穀統制ハ更ニ強化サル、コトニ
ナツテ參ッテ居ルノデアリマス、併シ米穀統
制ハ強化サレ、又近ク提出サレンントスル產
業統制ニ關スル御提案ガアルト承知致シテ
居リマス、是等ノ御提案ニ依ッテ農產業ノ統
制ト云フモノハ次第ニ進ンデ參リ、強化シ
テ參ルノデアリマス、又昭和十年度ノ豫算
等ニ於キマシテモ、重要農產物ノ販賣統制
ニ關スル經費等モ出テ居リマス、併ナガラ
是等ノ經費ニ依ッテ、農林大臣、總理大臣等
ガ議會ニ於テ説明セラレタガ如ク、偉大ナ
ル效果ノアル仕事ガ出來ルカドウカト云フ
コトハ、疑問トシテ今日殘サレテ居ルノデ
アリマスルガ、免モ角販賣ノ統制ト云フモ
ノガ、次第ニ強化サレテ參ルト云フコトハ、
是ハ事實デアリマシテ、是ハ我國農村ノ爲
ニ、從來生產部門ニノミ沒頭致シタモノガ、
交換部門ニ注意サレルト云フコトハ、洵ニ
結構ナコトデアリマス、併ナガラ今迄生產
増殖ヲ主トシタル生產部門ニ精進シタルモ
ノガ、交換部門ニ轉換ヲサレタト云フコト
ニ付テハ、農業對策ニ對スル所ノ一大轉換
デアリマスルカラシテ、之ニ對シテ根本的
ナル農村對策、農業對策ト云フモノガ樹立
出来マセウケレドモ、米穀特別會計ニ於キ
マシテハ、何等儲ヲ取ルト云フ機會ハナ
クナツテ參ルト思フノデアリマス、此法律ガ
強化サレ、運用ガ完全ニ行ケバ行ク程、米
穀特別會計即チ政府ノ懷口工合ト云フモノ
ハ逆ニナツテ參ラナケレバナラナインデア
リマス、是等ニ對シテ政府ハ之ヲ可能ナリ
トスル如何ナル計數的根據ヲ有ツテ居ラレ
ルカト云フコトヲ伺ヒタイノデアリマス
更ニ私ハ米穀統制ニ關聯致シマスル他ノ
二三ノ事項ヲ伺ヒタイト思フノデアリマス、
ソレハ此米穀法ハ從來先程申シマシタ如ク
ニ、米穀法、米穀統制法ト移リ變ッテ參リマ

ニ後藤内務大臣ハ農林大臣タリン時代ニ於テ、之ニ全力ヲ擧ガレタト思フ程力ヲ注ガレタノデアリマス、固ヨリ農業ハ產業部門ニ於テ最モ弱イ所ノ形態ヲ有ツテ居ル經濟主體デアリマス、左様デアリマスルカラ、之ヲ強化スル爲ニ其協力ヲ勧メ、其團體力ノ強化ヲ求メラレルト云フコトハ當然デアリマス、併ナガラ度ヲ過ギテハイケナイ、分ヲ越エテハイケナイト思フノデアリマス、殊ニ商業機關ト對立ノ關係ニ於テ、中間機關ガ擷取ヲスルカラ、其擷取ヲ免レ、バ、農業ノ交換部門ハ安全デアルナド、云フ理論ノ下ニ立タレテ、是等ノ施設ヲ遂行サレタトスルナラバ、農村ノ爲ニハ非常ニ迷惑ト思フノデアリマス、農村ハ依然トシテ農業ノ範圍ニ限ラレテ、ソコデ精進ヲシテ行カナケレバナラヌト思フノデアリマス、之ヲ商工ノ部門ニマデ突入スルト云フコトハ、決シテ農民ノ爲ニ採ラザル所デアリマス、勿論此ニ至ル原因ハ、政府ノ刺戟ナクシテモ、一厘デモ一錢デモ利益ヲ得タイト云フ慾望ニ燃エテ居タト云フコトハ事實デアテ居リマス、其日ニ事缺クバカリニ窮迫ヲ致シテ居ル今日ノ農村ノ實情デアリマス、窮乏ノ名ヲ冠セラレルト冠セラレルト拘ラズ、我ガ農村ガ不況ニ喘イデ居ルト云フコトハ、是ハ隱レモナイ事實デアリマス、左様デアリマスルカラ、如何ナル手段ニ依テモ收入ノ增加ヲ圖ラウトスルノハ當然デアリマス、此經濟ノ不況ノ眞中ニアズ、一時的、臨時ノ救濟方法等ガ、而モ窮乏農村、窮乏農民ノ一部ニ於テ行ハレタノデアリマスケレドモ、全般ニ瓦ブナイバカリデナク、是ガ爲ニ一部ノ階級ニハ負擔ヲ増加セシメ、農村自治體ニ對シテ多額ノ重課ヲ負ハシメタコトモ事實デアリマス、斯ウ云フ事情ノ下ニ於テハ、農民ガ如何ナル方法ヲ執ッテモ、自ラノ收入ヲ增加セントスルノハ固ヨリデアリマス、ソコニ政府ハ產業組合普及、強化

ノ方法ヲ以テ臨マレタノデアリマスルカラシテ、農民ハ或ハ之ニ依テ救ハレルカノ如シテ、農業機關ト衝突ヲ致シ、摩擦ヲ生ズルト云フコトモ、已ムヲ得ナイト致シタコトモアルノデアリマス、併ナガラ吾々ハ農村ニ於ケル所ノ小都市、或ハ農村ソレ自體ニ介在スル所ノ中小商工業者等ヲ無視シテ、到底農村ノ利益益ハ圖ル得ルモノデナイン、農產物ノ配給ハ完全ニ行ハレヌト云フコトモ吾吾ハ十分諒解ヲ致シテ居リマス、然ラバ米、蘭等ノ之ニ關係ノアル所ノ商業機關ラノミトコトモ考ヘラレルノデアリマス、併ナガラ是ガ非常ニ複雜シタル現状ニ臨ミ、複雜シタル所ノ關係ガアルノデアリマスルカラ、一言ニシテ之ヲ特例ナシニ申述ブルコトハ出來マセヌ、其事ハ私ハ豫メ御斷リ致シテ付テ、私ハ大ナル疑問ヲ有ツ居ル者デアリマス、ソレデアリマスルカラ、此問題ニ付テモ率直ニ明確ナル御答辯ヲ望ミ、以上ノ諸問題ニ付テ御答辯ヲ煩シマシテ、更ニ其上デ私ノ質疑ヲ繼續致シタイト思フノデアリマス(拍手)

○國務大臣山崎達之輔君登壇) 御答ヲ申上げマス、第一ハ生産統制ノコトニ付テ、政府ト私共ハ考ヘルノデアリマス、是等ニ對シ他此問題ニ付テハ色々伺ヒタコトモアリマスルカラ、此場合伺ッテ置キタイト思ヒマス、第一ハ生産統制ノコトニ付テ、政府ハドウ云フ考ガアルカト云フ點デアリマス、高橋君ノ御説ハ洵ニ御尤ニ拜承致シマス、ソレカラ農家ノ收入増加ノ爲ニ、更ニ根本對策ヲ立テルノ必要ガアルガト云フ御尋ニアリマシタカ、是ハ全ク高橋君ト同様ノ考ヲ有ツテ居リマシテ、農村全般ニ對スル恒久的對策樹立ノ必要ハ、政府ニ於テモ十分ニ之ヲ認メテ居ル次第デアリマシテ、出來得ル限り是ガ爲ニハ今後努力ヲ拂ヒマスコトヲ申上ゲテ、御諒解ヲ得テ置キタイト思ヒマス

次ニ米ノ配給機關ト生産者トノ關係ノ問題デアル、此問題ニ關シマシテハ、世上幾多ノ憂慮ヲ抱イテ居ラレル方ガアルコトヲ御察シ致シテ居リマスルガ、今回ノ立法其モノガ如何ナル關係ヲ生ズルカニ付キマシテハ、寧ロ委員會等ニ於キマシテ、詳細ニ事實ニ即シマシテ御諒解ヲ希フ方ガ策ノ得タルモノデアル、適當デアルカト考ヘマスルガ、唯一言考ヲ申述べマスレバ、私共付テ、政府ハ今後引續イテ十分ノ政策ヲ樹立スルヤウニト云フ御決議ガアリマス、此御趣向會等ヲ經テ、十二月ノ三十一日頃ニ大體ノ議ハ決シ、一月ノ十九日ニ答申ヲ得タト

テ立タレテ居ルノデアリマス、臺灣ニ於ケル、殊ニ朝鮮ニ於ケル所ノ產米増殖計畫ハ、聲高ク此議場ニ於テ、此計畫ヲ遂行スレバ、我國ニ於ケル人口食糧ノ問題ハ解決スルモノナリト叫バレタ、過去ノ沿革ヲ追憶致シマスル時分ニハ、十分是等ノ問題ニ付テハ、責任ヲ負ウテ解決サルベキモノデアルトモ考ヘラレルノデアリマス、殊ニ日本ハ積極進取ノ方策ヲ以テ進マナケレバナラナイ、外地ニ於ケル產業ト云フモノハ、十分發展サセナケレバナラナイノデアリマス、而シテ内地ト外地トノ距離ガ非常ニ接近シテ居ル、風土又人情モ著シク似寄テ居ルノデアリマス、ソレデアリマスカラ自然内地ノ產業ノ延長トナルト云フコトモ、是モ避クベカラザル所デアリマス、殊ニ農業ニ於テハ同種類ノモノガ其儘、而モ内地ト品種ニ於テサヘ同一ナモノガ朝鮮、臺灣ニ於テ栽培サレテ居ル、殊ニ朝鮮ニ於テ然リデアリマス、臺灣ノ蓬萊米ノ如キ、其品種ノ本ハ山形縣ノ豐國ト云フ品種デハナイカ、サウ云フヤウナ最モ近似シタル事情ニ在ルカラ、政治ノ衝ニ當ル者ハ殊ニ注意ラシナケレバナラヌノデアリマス、外地ガ產業ガ盛ニナッタカラト言ツテ、ソレガ爲ニ内地ノ產業ガ非政治ノ衝ニ當ル者ハ殊ニ注意ラシナケレバナラヌノデアリマス、左様デアリマスルカラ、外地ニ於ケル内地ニ對スル產業ノ壓迫ト云フモノハ、之ヲ出來得ルダケ除クト云フコトニ努メナケレバナラヌノデアリマス、殊ニ米穀ニ於テハ此必要ガ強イノデアル、私ハ何モ海外ノ事ナドアリ申ス必要モナイノデアリマスケレドモ、丁度此事ガ佛蘭西ニ於テ起ツテ居ル、對岸ノ殖民地デアル「アルジエリア」ニ於ケル所ノ或ハ馬鈴薯デアルトカ、殊ニ葡萄、葡萄酒ナドト云フモノガ、本國ノ同種ノ產業ヲ著シク壓迫ヲ致シテ居ル、之ガ爲ニ佛蘭西ハ如何ナル方法ヲ執ツテ居ルカト云フコトハ、農林大

臣、商工大臣ノ夙ニ知ラレテ居ル通リデアリマス、ソレデアリマスルカラ海外ニモ例ガアル、サウ云フ例ヲ能ク御吟味ナサレバ、我國ハ考ヘテ居ル、殊ニ前段ニ私ガ申述ベマシタルガ如クニ、米蘭ノ收入減ト云フモリ、隨テ信念ヲ固メラレルコトガ出來ルトモ私共ハ考ヘテ居ル、殊ニ前段ニ私ガ申述ベラナイト云フコトニハ御賛成デアルガ、ドウシナケレバナラナイカト云フコトガ分ノハ、如何ニシテ之ヲ補充スルカト云フ對策ガナケレバナラナイ、對策ガナケレバナラナイト云フコトニハ御賛成デアルガ、ドウシナケレバナラナイカト云フヤウナコトノデアリマス、唯僅ニ、二十一億數千万圓ノ豫算ノ中ノ三十萬圓ヲ割イテ、農村ノ販賣統制ノ機關ヲ強化スルト云フヤウナコトハ何事デアルカト私共ハ考ヘルノデアリマス、副業ノ獎勵、多角形農業モ結構デアリマス、併ナガラ米デ失ハレタル、米蘭デ失ハタル收入減ト云フモノハ、左様ナモノデハ到底之ヲ償フコトガ出來マセヌ、補充スルコトガ出來マセヌ、況ヤ氣候風土ニ於テ惠マレナイ所ノ東北、關東ノ一部分、北陸ノ一部分等ニ於テ殊ニ然リデアリマス、適産デアルノハ蘭デアリ、米デアルノデアリマス、適地デハナイカモ知レヌケレドモ、他適産デアル、適産デアルト云フコトハ、他ニ代換作物ガナイト云フコトヲ示シテ居ルノデアリマス、過去ニ於テハ棉モ作ラレタ、藍モ作ラレタ、又薄荷モ作ラレタ、紅ノ花モ作ラレタノデアリマス、悉クガ近代文化ノ爲ニ逐ハレ、外國貿易ノ爲ニ壓迫サレマシテ、ソレガ蘭ヤ米ニ代シテ行ツタ、近代文化ノ爲ニ逐ハレ、外國貿易ノ爲ニ壓迫サレマシテ、ソレガ蘭ヤ米ニ代シテ行ツタ、

而シテ是等ニ對シテ相當ノ國力ヲ用ヒタナラバ、私ハ農村ノ行詰リノ一部分ト云フモノハ、償フコトガ出來ルノデハナイカトサヘ吾々ハ考ヘラレル、然ルニ此必要ナル、殊ニ海外ヨリ輸入スルニ困難ナル羊ノ種ヲ作ル種羊場ト云フモノヲ、何時ノ時代ニ於テ之ヲ打壊シテシマツタカト云フコトヲ、吾々ハ考ヘナケレバナラナイノデアリマス、總理大臣、大藏大臣ハ一寸居ナイヤウデアルガ、大臣、大藏大臣ハ一寸居ナイヤウデアルガ、其米ト蘭ガ供給ヲ制限サレナケレバナラナイ農村統制經濟ノ唯一ノ目標トナルト云フナラバ、又他ニ代シテ有利ナモノハ何デアルカト云フコトヲ求ムルニ頗る困難デアル、後デ傳ヘテ戴キタイ、私共ハ農村ノ問題ト云フモノハ一年ヤ二年デ以テ、是ガ宜イト言ツタテ、直ニ效果ノ現レルヤウナコト

○國務大臣(山崎達之輔君) 高橋君ノ再應ノ御問ニ對シマシテ御答申上ゲマス、農村對策ニ付テ、更ニ大ニ努力ヲセナケレバナヌデハナイカト云フ御趣意ニハ、全ク御同感デアリマシテ、何等異タル意見ヲ持チマセヌ、出來得ルダケ努力ヲ致シマスト云フコトヲ申上ゲテ置キタイト思ヒマス、更ニ此案ヲ提案スルニ至リマスル經過ニ付キマシテハ、農林商工兩省ハ申スニ及バズ、關係各省各方面何等隔意ナキ十分ナル協調ノ下ニ、提案ヲ致シテ居ルト云フコトヲ御

諒解ヲ願ヒタイト思ヒマス
〔商工大臣ノ御話ト矛盾スルデハナイ

カ「ト呼フ者アリ」
〔國務大臣岡田啓介君登壇〕

○國務大臣(岡田啓介君) 此法案ハ委員會

デ委員諸君ガ非常ニ勉勵セラレマシテ、其結果答申ヲ得、其答申ニ基イテ此案ヲ立テ、全閣僚方之ニ同意ヲシマシテ提出致シマシタモノデ、閣僚ノ間ニ意見ノ相違ハアリマセヌ(アルデハナイカ「ト呼フ者アリ」尙ホ

今農林大臣ヨリモ御答シマシタガ、私ハ豫算委員會デモ屢々申シタト思ヒマス、將來

大ニ此農村ノ對策ニ付テハ力ヲ盡シタイト思ヒマス、綿羊ノ如キモ獎勵スペキーツデアルト思ヒマス

○高橋熊次郎君 簡單デアリマスカラ、此席カラ發言ノ御許ヲ願ヒマス

○議長(濱田國松君) 簡單デスカ

○議長(濱田國松君) 許可致シマス

○高橋熊次郎君 只今農林大臣、總理大臣ヨリ御答辯ヲ承リマシタ、總理大臣ノ御答辯ハ少シモ諒解スルコトガ出來ナカッタノデアリマス、私共ハ其御提案ノ三法案ニ付テ質疑ヲ致シ、是ガ審議ヲ進メル上ニ必要ナノデアリマスルカラ、内閣審議會ノ設立ヲ待テカラ、ソレニ審議セラレルノデハ及バナインデアリマス、是等ノコトハ追テ又改メテ質問ヲ致ス機會モアリマセウ、ドウカス様ナ信念ヲ以テ此問題ニ對シテ——此三法案ニ付キマシテ、殊ニ米穀自治管理案テ指令ヲスル場合ニ、生産統制ノコトニ迄制ニ迄及バナケレバ、十分ナル機能ヲ發揮出來ナイ、隨テ中央ノ統制機關ガ農村ニ向ヶ云フモノヲ、之ニ加ヘル必要ガアルノデハナイカト、斯様ニ考ヘラレルノデアリ、世

間ニモ此論ガ、殊ニ農村ニ相當強イノデアリマス、是ニ付テ農林大臣ノ御答辯ヲ煩シ、爾餘ノ質疑ハ別ノ機會ニ於テ開陳スコト、致シタイト思フ次第デアリマス

○國務大臣(山崎達之輔君) 統制組合ト地方農會トノ連鎖ニ關シマシテハ、勅令其他ヲ起案致シマスル場合ニ、相當考慮ヲ加ヘタル用意ヲ致シ居ルノデアリマス、左様御承知ヲ願ヒマス

○議長(濱田國松君) 次ノ通告者板野友造君

〔板野友造君登壇〕

○板野友造君 此三案ニ付テ殊ニ米穀自治管理法案ニ付テ、政府ノ所見ヲ承リタイト思ヒマス、其第一ハ六十五議會ニ於テ、本議場ニ於テ議論ノ中心トナックタ點ハ、外地米ノ移入統制、是ガ先づ論議ノ中心トナックテ居ツタ考ヘル、サウシテ本案ハ此

外地米ノ移入統制ノ趣旨ヲ有ツテ居ルト云

ノノデアリマスルガ、唯之ヲ簡単ニ申シマスレバ、本案ノ實施ニ依ツテ、果シテ外地米ノ移入統制ガ出來ルト信ゼラレテ居ルカドウカ、此一言ニ歸著スル、最近朝鮮臺灣米ノ内地移入額ハ、年ニ依テ達ヒマスルガ、大體平均シタラ千三百万石、此見當デアツテ、每年此移入米ハ増加ノ形勢ニアル、何故増加ノ形勢ニアルカト申シマスト、是等臺灣米朝鮮米ノ方ガ、内地米ニ比シテ優ツテ居ルト云フコトニナル、即チ品質モ良ク、サウシテ容量モ多イ、ソレニ値段ガ安い、斯ウ云ニ付キマシテハ、私共ハ一面ニ於テ生産統制ニ迄及バナケレバ、十分ナル機能ヲ發揮出來ナカト、隨テ中央ノ統制機關ガ農村ニ向ヶ云フモノヲ、之ニ加ヘル必要ガアルノデハナイカト信ズル、ソレデモ政府ハ之ニ依ツテ指令ヲスル場合ニ、生産統制ノコトニ迄

理由ヲ承リタイ
ソレカラモウーツハ統制ト云フコトデアリマスルガ、此條文ニ依ツテ見マスルト云ト、唯過剩米ノ六割五分ヲ統制スルト云

ナラバ、此六割五分以外ノモノガドシノコトニナル、全體デハナイ、全體デハナ

クテ、過剩米ノ六割五分デアル、過剩米ノ六割五分ノミヲ自治管理デ統制スルト云フ

トコトニナル、此六割五分以外ノモノガドシノコトニナル、全體デハナ

クテ、過剩米ノ六割五分デアル、過剩米ノ六割五分ノミヲ自治管理デ統制スルト云フ

トコトニナル、此六割五分以外ノモノガドシノコトニナル、此六割五分ノミヲ自治管理デ統制スルト云フ

シ増加シテ來ルモノト見ナケレバナラヌトスウ言フノデアル、所ガ政府ハ今日ニ於テ、私正確ナ數字ハ存ジマセヌガ、一千万石近ノ手持米ガアル、其上ニ更ニ此自治管理法案ノ第四十九條、第五十條、之ニ依リマスト、政府ガ此組合、團體カラドウシテモスルト思フ、其外ニ米穀統制法ニ依ツテ、最

低價格ニ依ツテ賣付ケラレテ、政府ガ買込マズルト思フ、其外ニ米穀統制法ニ依ツテ、最

價格ニ依ツテ賣付ケラレテ、政府ガ買込マケレバナラヌモノモ相當増シテ來ル、二

重三重重ニ増スコトモ考ヘナケレバナラヌ、斯ウ云フ譯デ、政府ハ現在以上ニ手持米ガ

殖エル、之ニ對スル資金ノ固著、米ノ値下リテアルトカ、斯ウ云フ米ノ損傷若クハ値下リ、是等ニ依ツテ賣出スル損失ト云フモノハ、

一體無イト見テ居ルノデアルカ、アレバ誰ガドウシテ負擔スルカ、農林大臣ハ國庫ノ負擔金ハ寧ロ今ヨリ少クナルト云フガ、ドウシテ少クナルト云フ見當ガ付キマスカ、

ドンノ、政府ガ抱カナケレバナラヌ、米ガ増シテ來ルト見ナケレバナラヌ、ドウシテ

サウ云フ算盤ガ出ルカ私ニハ分ラヌ、是等ウシテアルトカ、斯ウ云フ米ノ損傷若クハ値下リ、是等ニ依ツテ賣出スル損失ト云フモノハ、

一體無イト見テ居ルノデアルカ、アレバ誰ガドウシテ負擔スルカ、農林大臣ハ國庫ノ負擔金ハ寧ロ今ヨリ少クナルト云フガ、ドウシテ少クナルト云フ見當ガ付キマスカ、

バカリトシテモ、此損失ヲシテ居リマスガ、只今マデニ申シタヤウナ事情ニ依リマシテ、私ハ國庫ノ負擔ハ更ニ増大スルト思ヒマス、政府ハ本案ニ付テ米穀ニ關スル諸般ノ事情ト言シテ居ル、私共ハ國家財政上カラ見テ、ト言シテ居ルモノデアルト考ヘルガ、政府ハ御所見如何デ御座ル

ソレカラ本案ヲ以テ、米ノ生産者デアル農民救濟、農民ニ利益デアルヤウナ風ニ、今マデ、モ政府ハ宣傳ヲ致シテ居ル、近時盛ニ宣傳ヲ致シ、今日ノ農林大臣ノ御言葉ノ中ニモ、此意味ガ聽取レル、私ハドウモ此意見ハママダ分ラヌ、私ガ此處ニ出テ御尋ヲシマスマダニハ、多少専門家ノ意見モ聽イテ見タノデアリマスガ、百姓ハ米ヲ作ルト申シマスケレドモ、全國ノ四割強ノ小農ハ、米ヲ作ッダッテ賣ッテシマフカラ、直キ私ノ選舉區ハ大阪デスガ、岡山縣ノ備中ノ百姓デアツテ岡山縣備中ニ於ケル一戸ノ戸主デアル、百姓ノコトモ多少知ツテ居ルシ、多少ノ苦痛ヲ嘗メテ居ル、少シ御尋シテ見タイト思フノハ、全國農家ノ四割強ノ小農ハ、此生産米ヲ持ツテ居ルコトハ出來ナイ、斯ウ云フ關係ニアルサウデアリマス、宜イ、

農ノ生産者ニニ消費者ニニ立場ニ居ルソレダカラ生産者ト云フヨリハ寧ロ消費者ト言ツタ方ガ、斯ウ云フ關係ニアルサウデアリマス、農ノ生産者ト云フノハ、多少専門家ノ意見モ聽イテ見タノデアリマスガ、百姓ハ米ヲ作ルト申シマスケレドモ、全國ノ四割強ノ小農ハ、米ヲ作ッダッテ賣ッテシマフカラ、直キ私ノ選舉區ハ大阪デスガ、岡山縣ノ備中ノ百姓デアツテ岡山縣備中ニ於ケル一戸ノ戸主デアル、百姓ノコトモ多少知ツテ居ルシ、多少ノ苦痛ヲ嘗メテ居ル、少シ御尋シテ見タイト思フノハ、全國農家ノ四割強ノ小農ハ、此生産米ヲ持ツテ居ルコトハ出來ナイ、斯ウ云フ關係ニアルサウデアリマス、宜イ、

農ノ生産者ニニ消費者ニニ立場ニ居ルソレダカラ生産者ト云フノハ、多少専門家ノ意見モ聽イテ見タノデアリマスガ、百姓ハ米ヲ作ルソレダカラ生産者ト云フノハ、多少専門家ノ意見モ聽イテ見タノデアリマスガ、百姓ハ米ヲ作ルト申シマスケレドモ、全國ノ四割強ノ小農ハ、米ヲ作ッダッテ賣ッテシマフカラ、直キ私ノ選舉區ハ大阪デスガ、岡山縣ノ備中ノ百姓デアツテ岡山縣備中ニ於ケル一戸ノ戸主デアル、百姓ノコトモ多少知ツテ居ルシ、多少ノ苦痛ヲ嘗メテ居ル、少シ御尋シテ見タイト思フノハ、全國農家ノ四割強ノ小農ハ、此生産米ヲ持ツテ居ルコトハ出來ナイ、斯ウ云フ關係ニアルサウデアリマス、宜イ、

農ノ生産者ニニ消費者ニニ立場ニ居ルソレダカラ生産者ト云フノハ、多少専門家ノ意見モ聽イテ見タノデアリマスガ、百姓ハ米ヲ作ルソレダカラ生産者ト云フノハ、多少専門家ノ意見モ聽イテ見タノデアリマスガ、百姓ハ米ヲ作ルト申シマスケレドモ、全國ノ四割強ノ小農ハ、米ヲ作ッダッテ賣ッテシマフカラ、直キ私ノ選舉區ハ大阪デスガ、岡山縣ノ備中ノ百姓デアツテ岡山縣備中ニ於ケル一戸ノ戸主デアル、百姓ノコトモ多少知ツテ居ルシ、多少ノ苦痛ヲ嘗メテ居ル、少シ御尋シテ見タイト思フノハ、全國農家ノ四割強ノ小農ハ、此生産米ヲ持ツテ居ルコトハ出來ナイ、斯ウ云フ關係ニアルサウデアリマス、宜イ、

農ノ生産者ニニ消費者ニニ立場ニ居ルソレダカラ生産者ト云フノハ、多少専門家ノ意見モ聽イテ見タノデアリマスガ、百姓ハ米ヲ作ルソレダカラ生産者ト云フノハ、多少専門家ノ意見モ聽イテ見タノデアリマスガ、百姓ハ米ヲ作ルト申シマスケレドモ、全國ノ四割強ノ小農ハ、米ヲ作ッダッテ賣ッテシマフカラ、直キ私ノ選舉區ハ大阪デスガ、岡山縣ノ備中ノ百姓デアツテ岡山縣備中ニ於ケル一戸ノ戸主デアル、百姓ノコトモ多少知ツテ居ルシ、多少ノ苦痛ヲ嘗メテ居ル、少シ御尋シテ見タイト思フノハ、全國農家ノ四割強ノ小農ハ、此生産米ヲ持ツテ居ルコトハ出來ナイ、斯ウ云フ關係ニアルサウデアリマス、宜イ、

農ノ生産者ニニ消費者ニニ立場ニ居ルソレダカラ生産者ト云フノハ、多少専門家ノ意見モ聽イテ見タノデアリマスガ、百姓ハ米ヲ作ルソレダカラ生産者ト云フノハ、多少専門家ノ意見モ聽イテ見タノデアリマスガ、百姓ハ米ヲ作ルト申シマスケレドモ、全國ノ四割強ノ小農ハ、米ヲ作ッダッテ賣ッテシマフカラ、直キ私ノ選舉區ハ大阪デスガ、岡山縣ノ備中ノ百姓デアツテ岡山縣備中ニ於ケル一戸ノ戸主デアル、百姓ノコトモ多少知ツテ居ルシ、多少ノ苦痛ヲ嘗メテ居ル、少シ御尋シテ見タイト思フノハ、全國農家ノ四割強ノ小農ハ、此生産米ヲ持ツテ居ルコトハ出來ナイ、斯ウ云フ關係ニアルサウデアリマス、宜イ、

農ノ生産者ニニ消費者ニニ立場ニ居ルソレダカラ生産者ト云フノハ、多少専門家ノ意見モ聽イテ見タノデアリマスガ、百姓ハ米ヲ作ルソレダカラ生産者ト云フノハ、多少専門家ノ意見モ聽イテ見タノデアリマスガ、百姓ハ米ヲ作ルト申シマスケレドモ、全國ノ四割強ノ小農ハ、米ヲ作ッダッテ賣ッテシマフカラ、直キ私ノ選舉區ハ大阪デスガ、岡山縣ノ備中ノ百姓デアツテ岡山縣備中ニ於ケル一戸ノ戸主デアル、百姓ノコトモ多少知ツテ居ルシ、多少ノ苦痛ヲ嘗メテ居ル、少シ御尋シテ見タイト思フノハ、全國農家ノ四割強ノ小農ハ、此生産米ヲ持ツテ居ルコトハ出來ナイ、斯ウ云フ關係ニアルサウデアリマス、宜イ、

農ノ生産者ニニ消費者ニニ立場ニ居ルソレダカラ生産者ト云フノハ、多少専門家ノ意見モ聽イテ見タノデアリマスガ、百姓ハ米ヲ作ルソレダカラ生産者ト云フノハ、多少専門家ノ意見モ聽イテ見タノデアリマスガ、百姓ハ米ヲ作ルト申シマスケレドモ、全國ノ四割強ノ小農ハ、米ヲ作ッダッテ賣ッテシマフカラ、直キ私ノ選舉區ハ大阪デスガ、岡山縣ノ備中ノ百姓デアツテ岡山縣備中ニ於ケル一戸ノ戸主デアル、百姓ノコトモ多少知ツテ居ルシ、多少ノ苦痛ヲ嘗メテ居ル、少シ御尋シテ見タイト思フノハ、全國農家ノ四割強ノ小農ハ、此生産米ヲ持ツテ居ルコトハ出來ナイ、斯ウ云フ關係ニアルサウデアリマス、宜イ、

農ノ生産者ニニ消費者ニニ立場ニ居ルソレダカラ生産者ト云フノハ、多少専門家ノ意見モ聽イテ見タノデアリマスガ、百姓ハ米ヲ作ルソレダカラ生産者ト云フノハ、多少専門家ノ意見モ聽イテ見タノデアリマスガ、百姓ハ米ヲ作ルト申シマスケレドモ、全國ノ四割強ノ小農ハ、米ヲ作ッダッテ賣ッテシマフカラ、直キ私ノ選舉區ハ大阪デスガ、岡山縣ノ備中ノ百姓デアツテ岡山縣備中ニ於ケル一戸ノ戸主デアル、百姓ノコトモ多少知ツテ居ルシ、多少ノ苦痛ヲ嘗メテ居ル、少シ御尋シテ見タイト思フノハ、全國農家ノ四割強ノ小農ハ、此生産米ヲ持ツテ居ルコトハ出來ナイ、斯ウ云フ關係ニアルサウデアリマス、宜イ、

農ノ生産者ニニ消費者ニニ立場ニ居ルソレダカラ生産者ト云フノハ、多少専門家ノ意見モ聽イテ見タノデアリマスガ、百姓ハ米ヲ作ルソレダカラ生産者ト云フノハ、多少専門家ノ意見モ聽イテ見タノデアリマスガ、百姓ハ米ヲ作ルト申シマスケレドモ、全國ノ四割強ノ小農ハ、米ヲ作ッダッテ賣ッテシマフカラ、直キ私ノ選舉區ハ大阪デスガ、岡山縣ノ備中ノ百姓デアツテ岡山縣備中ニ於ケル一戸ノ戸主デアル、百姓ノコトモ多少知ツテ居ルシ、多少ノ苦痛ヲ嘗メテ居ル、少シ御尋シテ見タイト思フノハ、全國農家ノ四割強ノ小農ハ、此生産米ヲ持ツテ居ルコトハ出來ナイ、斯ウ云フ關係ニアルサウデアリマス、宜イ、

是等ノモノカラ安ク米ガ賣リ得ルト思ハルレバ、是ハ間違デアルト思ヒマス、政府ハサウ思フカ、何故カト云フト、斯ウナル、此方ハ買フ方デスカラ、買フ方ハ少し精シイ、大體本案ノ底ニハ米價ヲ高クスルト云フ主義ガ潛ンデ居リマス、高米價主義トデモ申シマスカ、ドウモ米ガ安クチヤイカヌト云フ、マア丁度米ガ昭和八年頃ノ豐作ニ於テ、内地外地共豐作デ喧シカッタ時カラ出發シタノダカラ、相當ノ米價ヲ保タシメナクチヤナラヌト云フノデ、一口ニ言ヘバ米ノ値ヲ相當昂上ゲルト云フ所カラ出發シテ居ル、ソレデ米ノ値ヲ高クスル、年中何デモ彼デモ米價ヲ高クスルコトヲ希望シテ居ル此組合、此農村團體ニ、今度ハ販賣權ヲ與ヘル、サウスルト高クナル方ヲ喜ブ連全體ノ建前ト云フモノハ、消費者ノ不利益ニ出來テ居ルト云フコトハ直チニ分ルデヤウ、所ガ消費者ハ安イ方ヲ好ム、高クスルヤウナ風ニ機構ガ出來テ居ルノデアルカラ、中デアリマスカラ、米ノ値ハ高クナリマセウ、所ガ消費者ハ安イ方ヲ好ム、高クスルヤウナ風ニ機構ガ出來テ居ルカヘ、農林、商工兩當局ハ御承知デセウ、近頃政府ハ產業組合ニ付テノ調査ヲシテ居ルヤウデアリマスカラ、一層御承知デアラウト存ジマスガ、是等ノ組合方謂官僚式デ、サウシテ月給ヲ取テ洋服ヲ著テヤル、マア官僚式ノ洋服米屋デヤレバ、今マデノ糠塗レデヤットル米屋ニ競争ヲシナケレバナラヌ、勉强シナケレバナラヌ、所ガ今度ハ政府ノ保護ヲ受ケテ要セナイ、又一面ニ於テ今マデノ米屋ト云フモノハ、無數ニ米屋ガアルノデスカラ、過剰米屋ト云フモノモ尙ホ之ヲ組合ヲシテ自治管理ナシ、消費者ノ利益不利益ノ岐ル、點ガ此點ニ在ル、今迄ノ米屋ヘドウカト云フト、是ハ政府ノ諸公皆御承知デ、所謂糠塗レニナシテ、厚子ノ著物ヲ著テ、女房モ、小僧モ、娘モ、小學校ヘ行ツトル伴モ、歸ツテ來レバ糠塗レニナシテ漸ク飯ヲ食フ、即チ糊口ヲ凌御得意ニ米ヲ配給スルトカ、一切全部、家内一家總動員以テ米ノ配給、米屋ノ仕事ニ當ツテ居ル、ソレデドウカト云フト、年中糠塗レニナシテ漸ク飯ヲ食フ、即チ糊口ヲ凌イデ居ルノデアルカラ、此米屋ヘ餘リ費用ガ掛ラナイ、所ガ今度ノ御役所風ノ、官僚風ノ新米屋ヘドウ云フ風ニナルカ（笑聲、拍手、「コッチャ向イテヤレ」ト呼フ者アリ）ツイアツチノ方ヲ向イテ……（白米商ガ泣

クゾ、眞劍ニヤレ」ト呼フ者アリ）吾輩ハ眞劍デヤツテ居ル、願クハ眞劍ニ聽イテ貰ヒタイ（拍手）此問題ハ單ニ消費者ダケヂヤナ、イ、生産者モ是ハ重大ナル問題デスカラ、ドウカ眞劍ニヤレナドト云フ輕侮的ナ言葉ヲ發スルノ暇ヲ以テ、ドウカ靜カニ御聽キ願ヒタイ、私ハ眞劍ニヤツテ居ルカラ御安心下さい、此組合ノ權力ガ増大ヲ致シマシテ、是ガ一切ノ米ノ配給ヲヤルコトニナリ、僚式高等人、謂ハヤ洋服ヲ著テ「トラック」デ配達スルト云フヤウナ風デヤル、今マデノ產業組合ノ人ガドウ云フ風ナ暮シラシテ、ドウ云フ贊澤ヲシテ居ルカヘ、農林、商工兩當局ハ御承知デセウ、近頃政府ハ產業組合ニ付テノ調査ヲシテ居ルヤウデアリマスカラ、一層御承知デアラウト存ジマスガ、是等ノ組合方謂官僚式デ、サウシテ月給ヲ取テ洋服ヲ著テヤル、マア官僚式ノ洋服米屋ニ競争ヲシナケレバナラヌ、勉强シナケレバナラヌ、所ガ今度ハ政府ノ保護ヲ受ケテ要セナイ、又一面ニ於テ今マデノ米屋ト云フモノハ、無數ニ米屋ガアルノデスカラ、過剰米屋ト云フモノモ尙ホ之ヲ組合ヲシテ自治管理ナシ、消費者ノ利益不利益ノ岐ル、點ガ此點ニ在ル、今迄ノ米屋ヘドウカト云フト、是ハ政府ノ諸公皆御承知デ、所謂糠塗レニナシテ、厚子ノ著物ヲ著テ、女房モ、小僧モ、娘モ、小學校ヘ行ツトル伴モ、歸ツテ來レバ糠塗レニナシテ漸ク飯ヲ食フ、即チ糊口ヲ凌御得意ニ米ヲ配給スルトカ、一切全部、家内一家總動員以テ米ノ配給、米屋ノ仕事ニ當ツテ居ル、ソレデドウカト云フト、年中糠塗レニナシテ漸ク飯ヲ食フ、即チ糊口ヲ凌イデ居ルノデアルカラ、此米屋ヘ餘リ費用ガ掛ラナイ、所ガ今度ノ御役所風ノ、官僚風ノ新米屋ヘドウ云フ風ニナルカ（笑聲、拍手、「コッチャ向イテヤレ」ト呼フ者アリ）ツイアツチノ方ヲ向イテ……（白米商ガ泣

クゾ、眞劍ニヤレ」ト呼フ者アリ）吾輩ハ眞劍ニヤツテ居ル、願クハ眞劍ニ聽イテ貰ヒタイ（拍手）此問題ハ單ニ消費者ダケヂヤナ、イ、生産者モ是ハ重大ナル問題デスカラ、ドウカ眞劍ニヤレナドト云フ輕侮的ナ言葉ヲ發スルノ暇ヲ以テ、ドウカ靜カニ御聽キ願ヒタイ、私ハ眞劍ニヤツテ居ルカラ御安心下さい、此組合ノ權力ガ増大ヲ致シマシテ、是ガ一切ノ米ノ配給ヲヤルコトニナリ、僚式高等人、謂ハヤ洋服ヲ著テ「トラック」デ配達スルト云フヤウナ風デヤル、今マデノ產業組合ノ人ガドウ云フ風ナ暮シラシテ、ドウ云フ贊澤ヲシテ居ルカヘ、農林、商工兩當局ハ御承知デセウ、近頃政府ハ產業組合ニ付テノ調査ヲシテ居ルヤウデアリマスカラ、一層御承知デアラウト存ジマスガ、是等ノ組合方謂官僚式デ、サウシテ月給ヲ取テ洋服ヲ著テヤル、マア官僚式ノ洋服米屋ニ競争ヲシナケレバナラヌ、勉强シナケレバナラヌ、所ガ今度ハ政府ノ保護ヲ受ケテ要セナイ、又一面ニ於テ今マデノ米屋ト云フモノハ、無數ニ米屋ガアルノデスカラ、過剰米屋ト云フモノモ尙ホ之ヲ組合ヲシテ自治管理ナシ、消費者ノ利益不利益ノ岐ル、點ガ此點ニ在ル、今迄ノ米屋ヘドウカト云フト、是ハ政府ノ諸公皆御承知デ、所謂糠塗レニナシテ、厚子ノ著物ヲ著テ、女房モ、小僧モ、娘モ、小學校ヘ行ツトル伴モ、歸ツテ來レバ糠塗レニナシテ漸ク飯ヲ食フ、即チ糊口ヲ凌御得意ニ米ヲ配給スルトカ、一切全部、家内一家總動員以テ米ノ配給、米屋ノ仕事ニ當ツテ居ル、ソレデドウカト云フト、年中糠塗レニナシテ漸ク飯ヲ食フ、即チ糊口ヲ凌イデ居ルノデアルカラ、此米屋ヘ餘リ費用ガ掛ラナイ、所ガ今度ノ御役所風ノ、官僚風ノ新米屋ヘドウ云フ風ニナルカ（笑聲、拍手、「コッチャ向イテヤレ」ト呼フ者アリ）ツイアツチノ方ヲ向イテ……（白米商ガ泣

クゾ、眞劍ニヤレ」ト呼フ者アリ）吾輩ハ眞劍ニヤツテ居ル、願クハ眞劍ニ聽イテ貰ヒタイ（拍手）此問題ハ單ニ消費者ダケヂヤナ、イ、生産者モ是ハ重大ナル問題デスカラ、ドウカ眞劍ニヤレナドト云フ輕侮的ナ言葉ヲ發スルノ暇ヲ以テ、ドウカ靜カニ御聽キ願ヒタイ、私ハ眞劍ニヤツテ居ルカラ御安心下さい、此組合ノ權力ガ増大ヲ致シマシテ、是ガ一切ノ米ノ配給ヲヤルコトニナリ、僚式高等人、謂ハヤ洋服ヲ著テ「トラック」デ配達スルト云フヤウナ風デヤル、今マデノ產業組合ノ人ガドウ云フ風ナ暮シラシテ、ドウ云フ贊澤ヲシテ居ルカヘ、農林、商工兩當局ハ御承知デセウ、近頃政府ハ產業組合ニ付テノ調査ヲシテ居ルヤウデアリマスカラ、一層御承知デアラウト存ジマスガ、是等ノ組合方謂官僚式デ、サウシテ月給ヲ取テ洋服ヲ著テヤル、マア官僚式ノ洋服米屋ニ競争ヲシナケレバナラヌ、勉强シナケレバナラヌ、所ガ今度ハ政府ノ保護ヲ受ケテ要セナイ、又一面ニ於テ今マデノ米屋ト云フモノハ、無數ニ米屋ガアルノデスカラ、過剰米屋ト云フモノモ尙ホ之ヲ組合ヲシテ自治管理ナシ、消費者ノ利益不利益ノ岐ル、點ガ此點ニ在ル、今迄ノ米屋ヘドウカト云フト、是ハ政府ノ諸公皆御承知デ、所謂糠塗レニナシテ、厚子ノ著物ヲ著テ、女房モ、小僧モ、娘モ、小學校ヘ行ツトル伴モ、歸ツテ來レバ糠塗レニナシテ漸ク飯ヲ食フ、即チ糊口ヲ凌御得意ニ米ヲ配給スルトカ、一切全部、家内一家總動員以テ米ノ配給、米屋ノ仕事ニ當ツテ居ル、ソレデドウカト云フト、年中糠塗レニナシテ漸ク飯ヲ食フ、即チ糊口ヲ凌イデ居ルノデアルカラ、此米屋ヘ餘リ費用ガ掛ラナイ、所ガ今度ノ御役所風ノ、官僚風ノ新米屋ヘドウ云フ風ニナルカ（笑聲、拍手、「コッチャ向イテヤレ」ト呼フ者アリ）ツイアツチノ方ヲ向イテ……（白米商ガ泣

ヲ有^テ居ルノデアリマス(拍手)私ハ國家
資本主義的ナ「トラスト」ノ是非ヲ、今此壇
上ヨリ論ゼントスル者デハアリマセヌガ、
少クトモ是ハ組合ノ精神ニ關シマシテ、重
大ナル變革ヲ意味シテ居ルノデアリマス、
此組合機構ノ大變革ニ際シマシテ、確タル
前途ノ見透シモナク、信念モナク、唯漫然
トシテ組合精神ノ大變革ニ入り込ンデ參リ
マスナラバ、其影響スル所亦重大デアルト
考フルノデアリマス(拍手)見透シモナク、
信念モナキ人々依^テ齎サル、改革程危
険ナルモノハアリマセヌ(ヒヤク一拍手)
米穀業者ノ反対ニ遭遇致シマシテハ、君達
ニハ何ノ影響モナインデアルト逃ダマスル
ヤウナ其態度ニ對シマシテ、私ハ其見透シ
ニ對シマシテ疑ハザルヲ得ヌノデアリマス
(拍手)若シ本法ガ米穀業者ノ利益排除ニ
依^テ、生産、消費兩方面ニ對シテ利益ヲ
附加スルモノハアルナラバ、何ガ故ニ堂々
思フ(拍手)此際政府ハ組合ノ指導精神ニ關
シマシテ、忌憚ナキ所信ヲ發表セラレシコ
トヲ希望スルノデアリマス
次ニ國家負擔ノ輕減問題デアリマスガ、
同僚諸君ヨリ既ニ此問題ハ論ゼラレテ居リ
マス、私モ同僚諸君ト同様ニ、國家負擔ヲ
果シテ輕減スルカドウカ、非常ナル疑ヲ有
タザルヲ得ヌノデアリマスルガ、殊ニ是ガ
生産統制ノ問題ハ、米穀政
策トハ密接ナル關係ヲ有シテ居ルノデアリ
マス、六十五議會ニ於テモ、特ニ此點ハ強
調セラレタノデアリマス、又對策調查會ニ
於キマシテモ、重要ナル答申シテ現レテ

居ルノデアリマス、左様ナル重要ナル問題
ニ對シマシテ、自分ハ必要ト思フガ、徹底
的案ヲ得ラナイノデアル、今後引續イテ
トシテ組合精神ノ大變革ニ關シマシテ、確タル
前途ノ見透シモナク、信念モナク、唯漫然
トシテ組合精神ノ大變革ニ入り込ンデ參リ
マスナラバ、其影響スル所亦重大デアルト
考フルノデアリマス(拍手)見透シモナク、
信念モナキ人々依^テ齎サル、改革程危
険ナルモノハアリマセヌ(ヒヤク一拍手)
米穀業者ノ反対ニ遭遇致シマシテハ、君達
ニハ何ノ影響モナインデアルト逃ダマスル
ヤウナ其態度ニ對シマシテ、私ハ其見透シ
ニ對シマシテ疑ハザルヲ得ヌノデアリマス
(拍手)若シ本法ガ米穀業者ノ利益排除ニ
依^テ、生産、消費兩方面ニ對シテ利益ヲ
附加スルモノハアルナラバ、何ガ故ニ堂々
思フ(拍手)此際政府ハ組合ノ指導精神ニ關
シマシテ、忌憚ナキ所信ヲ發表セラレシコ
トヲ希望スルノデアリマス
次ニ國家負擔ノ輕減問題デアリマスガ、
同僚諸君ヨリ既ニ此問題ハ論ゼラレテ居リ
マス、私モ同僚諸君ト同様ニ、國家負擔ヲ
果シテ輕減スルカドウカ、非常ナル疑ヲ有
タザルヲ得ヌノデアリマスルガ、殊ニ是ガ
生産統制ノ問題ハ、米穀政
策トハ密接ナル關係ヲ有シテ居ルノデアリ
マス、六十五議會ニ於テモ、特ニ此點ハ強
調セラレタノデアリマス、又對策調查會ニ
於キマシテモ、重要ナル答申シテ現レテ

居ルノデアリマス、左様ナル重要ナル問題
ニ對シマシテ、自分ハ必要ト思フガ、徹底
的案ヲ得ラナイノデアル、今後引續イテ
トシテ組合精神ノ大變革ニ關シマシテ、確タル
前途ノ見透シモナク、信念モナク、唯漫然
トシテ組合精神ノ大變革ニ入り込ンデ參リ
マスナラバ、其影響スル所亦重大デアルト
考フルノデアリマス(拍手)見透シモナク、
信念モナキ人々依^テ齎サル、改革程危
険ナルモノハアリマセヌ(ヒヤク一拍手)
米穀業者ノ反対ニ遭遇致シマシテハ、君達
ニハ何ノ影響モナインデアルト逃ダマスル
ヤウナ其態度ニ對シマシテ、私ハ其見透シ
ニ對シマシテ疑ハザルヲ得ヌノデアリマス
(拍手)若シ本法ガ米穀業者ノ利益排除ニ
依^テ、生産、消費兩方面ニ對シテ利益ヲ
附加スルモノハアルナラバ、何ガ故ニ堂々
思フ(拍手)此際政府ハ組合ノ指導精神ニ關
シマシテ、忌憚ナキ所信ヲ發表セラレシコ
トヲ希望スルノデアリマス
次ニ國家負擔ノ輕減問題デアリマスガ、
同僚諸君ヨリ既ニ此問題ハ論ゼラレテ居リ
マス、私モ同僚諸君ト同様ニ、國家負擔ヲ
果シテ輕減スルカドウカ、非常ナル疑ヲ有
タザルヲ得ヌノデアリマスルガ、殊ニ是ガ
生産統制ノ問題ハ、米穀政
策トハ密接ナル關係ヲ有シテ居ルノデアリ
マス、六十五議會ニ於テモ、特ニ此點ハ強
調セラレタノデアリマス、又對策調查會ニ
於キマシテモ、重要ナル答申シテ現レテ

居ルノデアリマス、左様ナル重要ナル問題
ニ對シマシテ、自分ハ必要ト思フガ、徹底
的案ヲ得ラナイノデアル、今後引續イテ
トシテ組合精神ノ大變革ニ關シマシテ、確タル
前途ノ見透シモナク、信念モナク、唯漫然
トシテ組合精神ノ大變革ニ入り込ンデ參リ
マスナラバ、其影響スル所亦重大デアルト
考フルノデアリマス(拍手)見透シモナク、
信念モナキ人々依^テ齎サル、改革程危
険ナルモノハアリマセヌ(ヒヤク一拍手)
米穀業者ノ反対ニ遭遇致シマシテハ、君達
ニハ何ノ影響モナインデアルト逃ダマスル
ヤウナ其態度ニ對シマシテ、私ハ其見透シ
ニ對シマシテ疑ハザルヲ得ヌノデアリマス
(拍手)若シ本法ガ米穀業者ノ利益排除ニ
依^テ、生産、消費兩方面ニ對シテ利益ヲ
附加スルモノハアルナラバ、何ガ故ニ堂々
思フ(拍手)此際政府ハ組合ノ指導精神ニ關
シマシテ、忌憚ナキ所信ヲ發表セラレシコ
トヲ希望スルノデアリマス
次ニ國家負擔ノ輕減問題デアリマスガ、
同僚諸君ヨリ既ニ此問題ハ論ゼラレテ居リ
マス、私モ同僚諸君ト同様ニ、國家負擔ヲ
果シテ輕減スルカドウカ、非常ナル疑ヲ有
タザルヲ得ヌノデアリマスルガ、殊ニ是ガ
生産統制ノ問題ハ、米穀政
策トハ密接ナル關係ヲ有シテ居ルノデアリ
マス、六十五議會ニ於テモ、特ニ此點ハ強
調セラレタノデアリマス、又對策調查會ニ
於キマシテモ、重要ナル答申シテ現レテ

シテ率直明瞭ナル答辯ヲ賜ハランコトヲ望
ミマシテ終リタイト思ヒマス(拍手)
〔國務大臣山崎達之輔君登壇〕
○國務大臣(山崎達之輔君) 御答ヲ申上ゲ
マス、御質問ノ第一點ハ、此案ハ餘りニ四
方八方ニ氣ヲ配リ過ギテ居ルデヤナイカ、
抑、誰ヲ利益シ、誰ヲ犠牲ニシテ居ルノカ、
犠牲ニシナケレバ利益ハ舉ガ得ナイデハナ
イカ、斯ウ云フ趣意ノ御問デアツタヤウデ
アリマス、現在ノ米穀統制ノ制度ハ御承知
ノヤウニ最低價格ノ維持ニ依リマシテ生産
者ノ利益ヲ擁護シ又最高價格ノ設定ニ依ッ
テ消費者ノ利益ヲ考慮シテアルコトハ、御
承知ノ通リデアリマス、今回ノ各案ハ、統
制法ノ運用ヲシテ破綻ニ瀕セシムルコトナ
ク、内地外地ニ瓦リマシテ一貫ノ統制ヲ行
ウテ、サウシテ統制方策ノ圓滑ヲ期スルト
云フノガ精神デアリマス、隨テ何人カ犠牲
ニセナケレバ法ノ目的ヲ達シ得ナイト云フ
ガ如キモノデハナイト私ハ考ヘマス、私共
ハ經濟ノ問題ニ於テハ相互依存、共存共榮
ハ望マシキコトデアリ、可能ナコトデアル
ト考ヘテ居ルノデアリマス、第二點ハ組合
精神ニ大變革ヲ來スノデハナイカト云フヤ
ウナ御心配デアツタヤウデゴザイマスガ、今
回ノ統制組合ノ制度ハ、御承知ノヤウニ商
業組合、工業組合、或ハ同業組合等ト、全
ク制度ノ建前ハ同ジウ致シテ居ルノデアリ
マス、一般ノ産業組合ノ精神ニ付テ何等變
革ヲ生ズルモノトハ考ヘテ居ラヌノデゴザ
イマス、第三ハ生産ノ統制ニ付テ何故提案
シナイノデアルカ、ソレデハ國家ノ負擔ガ
増大スルノデハナイカト云フ御趣意デアリ
マスガ、生産統制ニ關シマシテハ先刻高橋
君ニ御答申上ゲタコトニ依テ、御諒解ヲ願
ヒタイト思ヒマス、國家ノ負擔ノ輕減トナ
ルト云フコトハ、現在ノ統制法ヲ其儘ニ致
シテ置キマス場合ト、今回ノ法案トノ御比
較ヲ願ヒマスレバ、直チニ御理解ヲ得ルコ

トデアルト考ヘマス、次ハ國家ノ負擔ヲ組
合ニ轉嫁スルモノデハナイカト云フ御趣意
デアリマス、先程モ申上ゲマシタヤウニ、
先般ノ議會ニ於テ、米穀政策ニ付テ根本方
策ヲ樹立スベシト云フ御一致ノ御決議ノア
リマシタ御趣意ハ何處ニアツタカ、即チ此儘
ニシテ置ケバ統制法ノ運用ノ爲ニ、或ハ特
別會計ハ行詰マルヤウナコトニナリハセヌ
カ、内地外地ヲ通ジテ相當ノ統制計畫ヲ立
テナケレバナラスト云フコトガ、大體ノ御
精神デアツタカト私共ハ拜承シテ居リマス、
此精神カラ今回ノ法案ハ出來テ居ル譯デア
リマシテ、其意味ニ於テ内地モ外地モ政府
モ、互ニ協力致シマシテ、サウシテ統制法ノ
運用ノ圓滑ヲ期スルト云フ趣意デアル譯デ
アリマスカラ、決シテ政府ノ負擔ヲ他人ニ轉
嫁スルト云フヤウナ種類ノ考デナイト云フ
コトノ御諒解ヲ願ヒタイト思ヒマス、隨テ次
ニ、組合ニ於ケル貯藏米穀ニ對シテ損害賠
償云々ト云フ御問モゴザリマシタガ、是モ只
今申上ゲマシタ趣旨ニ依リマシテ、要スルニ
過剩米穀ノ統制ニ依ッテ、米ノ値段ノ下落ヲ
防ギマシテ、サウシテ圓滑ニ最低價格以上ヲ
維持シヨウト云フ制度ノ建前デアリマス、
即チ其點ニ於テハ生産者ノ利益擁護が眼目
デアリマス、隨テ貯藏ニ對スル或ハ金利、
地ガ犠牲ニナシテ居ルノデハナイカト云フ
御趣意デゴザイマス、此點ハ内地外地ヲ通
シタイト存ジマス、管外移出米ハ、内地外
地ニ依ヅテ性質上ノ差ガアル、外地ノ爲ニ内
地ガ犠牲ニナシテ居ルノデハナイカト云フ
御趣意デゴザイマス、此點ハ内地外地ヲ通
ジマシテ、公平ニ一貫セル統制方針ヲ立て
ルト云フコトガ、外地統治ノ上カラモ極メ
テ大切ナコトデアリマスノデ、非常ナル考
慮研究ヲ加ヘマシタ結果、只今提案ノヤウ
ナコトニ相成ツテ居ル譯デアリマス、成程計
ノ立テ方ニ依リマシテハ、色々ノ御議論ノ
アルコトモ御無理デハアリマセヌ、併ナガ
ラ此案ニ於テ考ヘテ居リマスル管外移出米
ト云フモノハ、内地デ申シマスレバ、大體
ニ於テ府縣單位ニ考ヘテ居ル譯デアリマス、
左様ナ計算ノ結果、或ハ管外移出數量ノ增
加趨勢、又ハ管外移出數量其モノ、或ハ豐
田雲々ト云フコトヲ考慮致シテ居ラヌノデア
リマス、組合ノ指導監督ニ付テ御質疑デア
リマシタガ、此點ニ付キマシテハ、是マデト
テモ十分ノ注意ハ致シテ居ルコト、ハ思ヒ
ヒマス、ケレドモ尙ホ足ラザルノ虞ナシトヘ申セ
マセヌ、出來得ル限リノ指導監督ヲ加ヘマス
考デアリマス、ソレカラ貧農階級ガ出廻期ニ
テアル譯デアリマス、東北地方ニ付テノ御
心配デゴザイマシタガ、今回ノ案ハ、先刻
凶ノ關係等ヲ考慮ニ加ヘマシテ、内地ト外
地トノ統制割當ヲ決定スルト、斯様ニ致シ
タル譯デアリマス、東北地方ニ付テノ御
議員ヲ満足セシムモノデハナイノデアリ
マスルガ故ニ、私ハ他ノ機會ニ於テ、本當

御質疑デアツタヤウデアリマスガ、其點ハ今
回ノ案ニ付テ相當ニ考慮ヲ加ヘテアリマス
コトハ、案ノ全體ヲ御通覽ヲ願ヒマスレバ
合デアリマス、即チ統制法ノ改
善ノ議會ニ於テ、米穀政策ニ付テ根本方
策ヲ樹立スベシト云フ御一致ノ御決議ノア
リマシタ御趣意ハ何處ニアツタカ、即チ此儘
ニシテ置ケバ統制法ノ運用ノ爲ニ、或ハ特
別會計ハ行詰マルヤウナコトニナリハセヌ
カ、内地外地ヲ通ジテ相當ノ統制計畫ヲ立
テナケレバナラスト云フコトガ、大體ノ御
精神デアツタカト私共ハ拜承シテ居リマス、
此精神カラ今回ノ法案ハ出來テ居ル譯デア
リマシテ、其意味ニ於テ内地モ外地モ政府
モ、互ニ協力致シマシテ、サウシテ統制法ノ
運用ノ圓滑ヲ期スルト云フ趣意デアル譯デ
アリマスカラ、決シテ政府ノ負擔ヲ他人ニ轉
嫁スルト云フヤウナ種類ノ考デナイト云フ
コトノ御諒解ヲ願ヒタイト思ヒマス、隨テ次
ニ、組合ニ於ケル貯藏米穀ニ對シテ損害賠
償云々ト云フ御問モゴザリマシタガ、是モ只
今申上ゲマシタ趣旨ニ依リマシテ、要スルニ
過剩米穀ノ統制ニ依ッテ、米ノ値段ノ下落ヲ
防ギマシテ、サウシテ圓滑ニ最低價格以上ヲ
維持シヨウト云フ制度ノ建前デアリマス、
即チ其點ニ於テハ生産者ノ利益擁護が眼目
デアリマス、隨テ貯藏ニ對スル或ハ金利、
地ガ犠牲ニナシテ居ルノデハナイカト云フ
御趣意デゴザイマス、此點ハ内地外地ヲ通
シタイト存ジマス、管外移出米ハ、内地外
地ニ依ヅテ性質上ノ差ガアル、外地ノ爲ニ内
地ガ犠牲ニナシテ居ルノデハナイカト云フ
御趣意デゴザイマス、此點ハ内地外地ヲ通
ジマシテ、公平ニ一貫セル統制方針ヲ立て
ルト云フコトガ、外地統治ノ上カラモ極メ
テ大切ナコトデアリマスノデ、非常ナル考
慮研究ヲ加ヘマシタ結果、只今提案ノヤウ
ナコトニ相成ツテ居ル譯デアリマス、成程計
ノ立テ方ニ依リマシテハ、色々ノ御議論ノ
アルコトモ御無理デハアリマセヌ、併ナガ
ラ此案ニ於テ考ヘテ居リマスル管外移出米
ト云フモノハ、内地デ申シマスレバ、大體
ニ於テ府縣單位ニ考ヘテ居ル譯デアリマス、
左様ナ計算ノ結果、或ハ管外移出數量ノ増
加趨勢、又ハ管外移出數量其モノ、或ハ豐
田雲々ト云フコトヲ考慮致シテ居ラヌノデア
リマス、組合ノ指導監督ニ付テ御質疑デア
リマシタガ、此點ニ付キマシテハ、是マデト
テモ十分ノ注意ハ致シテ居ルコト、ハ思ヒ
ヒマス、ケレドモ尙ホ足ラザルノ虞ナシトヘ申セ
マセヌ、出來得ル限リノ指導監督ヲ加ヘマス
考デアリマス、ソレカラ貧農階級ガ出廻期ニ
テアル譯デアリマス、東北地方ニ付テノ御
心配デゴザイマシタガ、今回ノ案ハ、先刻
凶ノ關係等ヲ考慮ニ加ヘマシテ、内地ト外
地トノ統制割當ヲ決定スルト、斯様ニ致シ
タル譯デアリマス、東北地方ニ付テノ御
議員ヲ満足セシムモノデハナイノデアリ
マスルガ故ニ、私ハ他ノ機會ニ於テ、本當

シマシテハ、固ヨリ相當考慮ノ餘地ガアル
ト云フコトヲ御諒解願ツテ置キマス、組合ト
中間商人トノ關係デアリマスガ、此點ニ付
キマシテハ、先刻來度タノ御質疑ニ對シマ
シテ、概要ヲ御答ヘ申上ゲタ通リデゴザイ
マスルガ、是ハ能ク全國ニ瓦ル實情、或ハ
數字等ニ付キマシテ、詳細ニ御諒解ヲ冀ヒ
タイト實ハ考ヘル譯デアリマス、併ナガラ
ソレヲ此議場ニ於テ致シマスルコトハ、必
要デハアリマスルケレドモ、私ハ相應シク
ナイコトヲ虞レルノデアリマス、決シテ他
リマス、唯米ノ性質云々ノ點ハ、寧ロ委員
會等ニ於テ政府委員カラ申上ゲルコトニ致
加ヘルカト云フ御趣意デアリマスガ、早場
シタイト存ジマス、管外移出米ハ、内地外
地ニ依ヅテ性質上ノ差ガアル、外地ノ爲ニ内
地ガ犠牲ニナシテ居ルノデハナイカト云フ
御趣意デゴザイマス、此點ハ内地外地ヲ通
ジマシテ、公平ニ一貫セル統制方針ヲ立て
ルト云フコトガ、外地統治ノ上カラモ極メ
テ大切ナコトデアリマスノデ、非常ナル考
慮研究ヲ加ヘマシタ結果、只今提案ノヤウ
ナコトニ相成ツテ居ル譯デアリマス、成程計
ノ立テ方ニ依リマシテハ、色々ノ御議論ノ
アルコトモ御無理デハアリマセヌ、併ナガ
ラ此案ニ於テ考ヘテ居リマスル管外移出米
ト云フモノハ、内地デ申シマスレバ、大體
ニ於テ府縣單位ニ考ヘテ居ル譯デアリマス、
左様ナ計算ノ結果、或ハ管外移出數量ノ増
加趨勢、又ハ管外移出數量其モノ、或ハ豐
田雲々ト云フコトヲ考慮致シテ居ラヌノデア
リマス、組合ノ指導監督ニ付テ御質疑デア
リマシタガ、此點ニ付キマシテハ、是マデト
テモ十分ノ注意ハ致シテ居ルコト、ハ思ヒ
ヒマス、ケレドモ尙ホ足ラザルノ虞ナシトヘ申セ
マセヌ、出來得ル限リノ指導監督ヲ加ヘマス
考デアリマス、ソレカラ貧農階級ガ出廻期ニ
テアル譯デアリマス、東北地方ニ付テノ御
心配デゴザイマシタガ、今回ノ案ハ、先刻
凶ノ關係等ヲ考慮ニ加ヘマシテ、内地ト外
地トノ統制割當ヲ決定スルト、斯様ニ致シ
タル譯デアリマス、東北地方ニ付テノ御
議員ヲ満足セシムモノデハナイノデアリ
マスルガ故ニ、私ハ他ノ機會ニ於テ、本當

ニ突込ンダル御質問ヲ申上ガマシテ、其本心ノ何處ニ在ルカ、其粉飾セラレタル所ノ皮ヲ剥イデ行カナケレバ、到底満足シ得ザル者デアリマス、斯様ナコトダケヲ申上ガマシテ質問ヲ終了致シタイト思ヒマス（拍手）

○副議長（植原悅二郎君） 三善信房君
〔三善信房君登壇〕

○三善信房君 私ハ只今付議セラレテアリマス米穀統制法改正案及其他ノ諸法案ニ付キマシテ、政府當局ノ所見ヲ伺ヒタイト思フノデアリマス、米穀統制法ノ改正ニ付キマシテハ、屢々當議場ニ論議セラレタ所デアリマシタガ、今回政府ニ於テ是ガ成案ヲ得マシテ、茲ニ御提案ニナリマシタル其御努力ニ對シマシテハ感謝致ス者デアリマスガ、其内容ヲ點検致シテ見マスレバ、私共ノ意ニ副ハナイ點が多々アルヤウニ思フノデアリマス、申スマデモナク米穀政策ガ價格ト數量ノ調節ニアリマスルコトハ勿論デアリマス、而シテ米穀ハ國民大衆ノ生活必需品デアルト共ニ、又農村ノ重要ナル生産物デアルノデアリマス、ソコデ生産者側ヨリ申シマスレバ成ベク高價ナルコトヲ希望シ、消費者側ヨリ申シマスレバ、成ベク安いノヲ希望致シマスルコトハ、是ハ當然ノコト、言ハナケレバナラヌノデアリマス、而シテ生産者及ビ消費者ニ餘り無理ノナイヤウニ、米價ヲ適當ニ維持スルコトガ最モ重要な點ナケレバナラヌノデアリマス、現行ノ米穀法ニ依リマシテ、政府ハ最低最高ノ價格ヲ定メラレマシテ、最高價格以上タル時ハ、申込ニ依リマシテ何程デモ買上ゲルト云フヤウニ規定セラレテ居ルノデアリマス、米價ヲ常ニ最低最高ノ中間ニ置ク有米ヲ賣渡シ、又最低價格以下ニナリマシタル時ハ、申込ニ依リマシテ何程デモ買上ゲルト云フヤウニ規定セラレテ居ルノデアリマスナガルニ拘ヘリマセズ、昨年ノコトニナガルニ拘ヘリマセズ、昨年ノ如キニ至リマス、米價ヲ常ニ最低最高ノ中間ニ置ク

米價ハ、常ニ最低價格以下ニ下廻リテ致シテ居ツタノデアリマス、此昨年ノ出盛期ニ於テ最低價格以下ニ下廻リテ致シマシタ其所ノモノハ、十二月カラ三月までノ出廻期ニ、一時ニ市場米ガ多クナツタ結果ニ依ルコトモ、其原因ノ一つデアルト思フノデアリマス、併ナガラ主要ナル原因ハ、政府ノ買上ニ對スル所ノ手續ガ餘リニ煩瑣ナル爲デアッタコトハ、是ハ争ハレナイ事實デアルト思フノデアリマス、譬へテ申シマスレバ、政府買上ニ當リマシテ、一口ニ買上數量ヲ百俵以上ト規定シ、或ハ同一ノ銘柄ヲ二十俵以上トナシ、又ハ再検査、或ハ倉庫ノ不足、其他實際金錢ノ授受ニ至ルマデ、相當長イ日數ヲ要シタル爲ニ

（副議長退席、議長著席）

是等ノ煩瑣ナル手數ニ堪ヘラレズシテ、一般的農家、殊ニ中農以下ノ僅ナル數量ヲ販賣スル者ニアリマシテハ、庭先デ直チニ賣却スルコトノ已ムヲ得ナイ狀態ニ陥ルノデアリマシテ、其結果最低價格以下ニナツタコトハ、恐ラク政府自身モ御承知ノコトデアルト思フノデアリマス、然ルニ今回ノ改正法ニ依リマスレバ、出廻期間中最底價格ニ金利、保管料ヲ加算セラレテ、出廻期ニ於ケル所ノ市場米ヲ少クシテ、價格ヲ維持セントセラレテ居ルノデアリマス、固ヨリ多少ノ效果ガアルコト、思フノデアリマス、併ナガラ從來ノ買入方法ヲ以テ一矢張勅令ノ示ス所ノ買入方法ヲ以テ致シマシテ、餘リニ煩雜ナル所ノ手數ト、長キ日數トヲ要スルヤウナコトデハ、矢張中小ノ農家ハ庭先デ直接賣却スルノ已ムナキニ至リマスレバ高イ米ヲ買ツテ食ハナケレバト思フノデアリマス（拍手）然ルニ是等ノ農家ハ、出來秋ニ安イ米ヲ賣ツテ、六月以降ニナリマスレバ高イ米ヲ買ツテ食ハナケレバ、困難ニ陥ルノデアリマシテ、此矛盾ヲ匡スコトガ、米穀政策ノ上ニ餘程考ヘナケレバナラヌコト、思フノデアリマス、曩ニモ屢々農林大臣ハ、中小ノ農家ニ對シテモ相當考患ヲ致シテ居ルト言ハレルノデアリマスガ、此點ヲ付キマシテハ、此現行ノ勅令ヲ政府自身ガ御改正ニナルノコトガ、米穀政策ノ上ニ餘程考ヘナケレバナラヌコト、思フノデアリマス、曩ニモ屢々農家ノ蒙ル所ノ打擊ハ決シテ少クナクノデアリマス、ソコデ政府ハ今一步歩進メラレテ、此災害及比非常ノ場合ニ於テ、政府手賣拂フコトニ對シテ、相當ノ考慮ヲ拂ハ

第二ニ今回ノ改正法ニ依リマスレバ、出廻期間中ノ金利、保管料ヲ加算セラル、コトモ、其原因ノ一つデアルト思フノデアリマス、稻穀法ニ依リマスレバ、政府ハ最高價格ニ依ル所ノ買入ノ申込ガアッタ場合ニナツテ居ルノデアリマスレバ、政府ハ最高價格ニ依ル所ノ買入ノ申込ガアッタ場合ニナツテ居リマス、此改正法ニ依リマスレバ、此點ヲ如何ニシテ緩和セラントスルノデアリマスルカ、更ニ明快ナケレバ、米ヲ賣渡スコトガ出來ナイコスルガ、中小ノ農家ニアリマシテハ、出來秋ニ米ヲ賣ラネバナラヌ實情ニ置カレテアリマス、即チ申ス迄モナク借金ノ利子、肥料代、或ハ藥價、各種ノ公租公課等、一日モ猶豫ノ出來ナイ支出ニ追ハレテ居ルノデアリマシテ、政府ガ如何ニ金利ト保管料ヲヤルカラ——之ヲ加算スルカラ當分賣控ヲナセト言ハレマシテモ、ソレヲ待ツテ居ラレナイ實情ナノデ、安クトモ一應賣却セナケレバナラヌ狀態ニ置カレアルコトハ、申ス迄モナイコトデアルト思フノデアリマス、元來我國ノ農家ノ狀況ヲ調べマスルニ、五百七十萬戸ノ農家ノ中ニ、小農及小作農タリ所ノ、所謂中小ノ農家ガ約四百万戸デアリマス、自ラ作ル所ノ自作農ト云フモノハ、僅二百七十萬戸ニアリマシテ、中小ノ農家ハ全農家ノ七割ニ當ルノデアリマス、今ヤ是等ノ農家ハ、全ク生活難ニ陥ツテ居ルノ狀態ニアリマシテ、此中小ノ農家ヲ救フコトガ、社會政策的見地カラ申シマシテモ、最モ重要ナルモノデアルト言ハナケレバナラヌト思フノデアリマス（拍手）然ルニ是等ノ農家ハ、出來秋ニ安イ米ヲ賣ツテ、六月以降ニナリマスレバ高イ米ヲ買ツテ食ハナケレバ、斯ノ如キ場合ガ生ジマシタ時ニ於キマシテモ、矢張最高價格デナケレバ、政府所有米ヲ買求メルコトハ出来ナイト云フヤウナコトデアリマシテ、先ニモ申シマシタ通リニ、六月以降ニナツテ中小農家ニ於キマシテハ、自家用ノ米ヲ購入スル上ニ於キマシテスラ、少カラヌ苦痛ヲ受ケタノデアリマス、斯ノ如キ場合ガ生ジマシタ時ニ於キマシテモ、矢張最高價格デナケレバ、政府所有米ヲ買求メルコトハ出来ナイト云フヤウナコトデアリマシテ、先ニモ申シマシタ通リニ、六月以降ニナツテ米ヲ買ツテ食ハナケレバナラヌ所ノ、中小ノ農家ノ蒙ル所ノ打擊ハ決シテ少クナクノデアリマス、ソコデ政府ハ今一步歩進メラレテ、此災害及比非常ノ場合ニ於テ、政府手賣拂フコトニ對シテ、相當ノ考慮ヲ拂ハ

ト云フコトノミヲ規定シテ、是等ノ中小ノ農家ヲ救フベキ唯一ノ法文ヲ見出サレナイコトハ、洵ニ遺憾トスル所デアリマス。米穀自治管理案ハ——從來米穀ノ調節ニ付テハ、政府ノ力ニ依ツテノミ行ツテ來タノデアリマシテ、國家ノ財政ノ上ニ相當ノ負擔モ増加シ、且又調節ノ圓滑ヲ缺ク點モアリマスカラ、年々生産ノ増加ニ依リ過剩米ヲ生ズル爲ニ、民間團體ニ於テ自治的ニ米穀管理ヲ行ハシタルト云フノガ、米穀管理法案ノ骨子デアルヤウニ思ヒマス、固ヨリ政府ノ政策ト相俟テ、米穀統制ノ目的ヲ達シタイト言ハレル所ノ御希望モ、茲ニ窺ハレルノデアリマスルガ、本案ガ豐作ノ際、即チ米穀ノ過剩ヲ生ジタ時——餘ダ時ニノミ米價ヲ維持スル上ニ於テ相當效果ガアルコト、思ヒマスルガ、米穀統制法施行前トハ今日ハ違ヒマシテ、政府ニ於テ最低價格ヲ保障致シテアリマス、ソコデ豐作ノ時ニ於キマシテモ、非常ナル米價ノ値下リヲ見ルヤウナコトハアリマセヌ、ソコデ此法案ガ——自治的管理法ガナクトモ、從來ノ統制法ニ多少ノ改正ヲ加ヘマスレバ、價格ノ維持ニ付テハ餘り心配モナイヤウニ思ハルノデアリマス、尤モ私共モ此最低價格デ甘ンズルモノデハアリマセヌ、併ナガラ豊作ノ際ニ、サウ高イ値段ヲ希望スルト云コトハ、生産者自身モ亦考ヘナケレバナラヌコトデアルト思フノデアリマス、此法案ガ中小ノ農家、又ハ米穀商ニ惡い影響ヲ及ボサヌト致シマシタナラバ、是ハ結構ナ案デアリマス、併ナガラ此法案ヲ實施ノ結果、或ハ米穀商、或ハ中小ノ農家ニ相當打擊ヲ受ケテモ、尙且ツ金利肥料代其他ノ支出ニアリマシテハ、米ノ出來秋ニハ全部ノ米ヲ賣ツテモ、尙且ツ

足リナイ位デアリマシテ、其生産米ノ一部ヲ自治的ニ管理セヨ、統制組合ニ強制加入ヲシテ、此米ヲ貯藏スルト云フコトハ頗ル困難デアリ、且ツ中小ノ農家ニ對シテハ非常ナ迷惑ヲ感ズルコト、思ヒマス、生産者ハ出來秋ノ時分ニ、全部ノ米ヲ賣ッテモ尙且ツ足ラヌト云フヤウナ際ニ、統制法ニ依テ其一部ノ米ヲ強制力ニ依ツテ之ヲ貯藏シナケレバナラヌト云フ、法ノ力ニ依ツテ貯藏サル、ニ至リマシテハ、全ク中小ノ農家ニ於キマシテハ、非常ニ迷惑千萬ナコトデアルト思フノデアリマス、其點ガ、私共ハ相当ナ大地主或ハ中產以上ノ方ニハ、相當ノ效果ヲ及ボスト思ヒマスルガ、中小以下ノ農家ニ對シテハ、決シテ此自治的管理案ハ好影響ヲ與フルモノトハ信ジラレナインデアリマス。尙ホ私ハ此米穀自治管理法ノ中ニ付テ、御尋ヲ致シテ見タイト思ヒマスノハ、此法案ニ依リマスレバ、全國ノ各町村ニ統制組合又ハ之ニ代行スル所ノ機關ヲ作ツテ、過剩米ヲ貯藏サセントスルノデアリマスルガ、其主ナルガ——自治的管理法ガナクトモ、從來ノ統制法ニ適用ヲ加ヘマスレバ、價格ノ維持ニ付テハ餘り心配モナイヤウニ思ハルヤウナコトハアリマセヌ、ソコデ此法案ガ——自治的管理法ガナクトモ、從來ノ統制法ニ多少ノ改正ヲ加ヘマスレバ、價格ノ維持ニ付テハ餘り心配モナイヤウニ思ハルノデアリマス、尤モ私共モ此最低價格デ甘ンズルモノデハアリマセヌ、併ナガラ豊作ノ際ニ、サウ高イ値段ヲ希望スルト云コトハ、生産者自身モ亦考ヘナケレバナラヌコトデアルト思フノデアリマス、此法案ガ中小ノ農家、又ハ米穀商ニ惡い影響ヲ及ボサヌト致シマシタナラバ、是ハ結構ナ案デアリマス、併ナガラ此法案ヲ實施ノ結果、或ハ米穀商、或ハ中小ノ農家ニ相當打擊ヲ受ケテモ、尙且ツ

足リナイ位デアリマシテ、其生産米ノ一部ヲ自治的ニ管理セヨ、統制組合ニ強制加入ヲシテ、此米ヲ貯藏スルト云フコトニナツテ參ルノデアリマシテ、自然産業組合ニ強制加入ヲ受ケル形ニナツテ參リマス、又必ズ産業組合ニ強制加入ヲスルコトニナツテ參ルト思ヒマス、謂ハマ産業組合ノ一ツノ強化デアルスルガ、此點ハ如何様ニ考ヘラレルノデアリマスカ、先ニモ他ノ議員カラ御質問ニナリマシタガ、九月十月ノ市場ニ出ル所ノ早場米デアリマス、此早場米ニ對シマシテハ、此三百萬石以上アルト思ヒマス、此三百萬石以上アル所ノ早場米ニ對シテ、本法ノ適用ヲセズシテ、他ノ方面ニノミ本法ノ適用ヲサセルト云フコトハ、法ノ適用ノ上ニ矛盾ヲ來スヤウナ處ガアリハシナイカト云フコトヲ、政府ニ伺ツテ見タイト思フノデアリマス、最近全國ノ米穀商ガ、自治管理案ガ本議會ニ提案サレルト云フノデ、非常ニ反対ヲ唱ヘテ居ルノデアリマス、其反対ノ理由トシテハ澤山アリマスルガ、其主ナル點ハ、統制組合又ハ産業組合ニ於テ自治的ニ統制セラレルヤウニナリマスレバ、商人ノ取扱所ノ米ノ數量ガ非常ニ減少シテ、其結果ハ米商ニ少カラヌ打撃ヲ與フルト云フコトガ、恐ラク米商人ノ一番心配シテ居ル所デアルト思フノデアリマス、尤モ今回ノ取扱所ノ米ノ數量ガ非常ニ減少シテ、其過剩米ヲ取扱フコトニナツテ居ルノデアリマス、其反対ノ理由トシテハ、米穀商ニ重大ナル影響ヲ及ボスト云フコトヲ、商工大臣自身が言明致シテ居ラレルノデアリマシテ、私共ノ心配スルノモ此點デアリマシテ、運用如何ニ依ツテ弊害ガアルト云フコトヲ、商工大臣が御認メナリマスナラバ、何故ニ此制度ニ對シテ御賛成ト言ハレテ居ル、全面的ニハ御賛成デナイヤウニ思ハレマス、而シテ運用如何ニ依ツテハ、米穀商ニ重大ナル影響ヲ及ボスト云フコトヲ、商工大臣自身が言明致シテ居ラレルノデアリマシテ、私共ノ心配スルノモ此點デアリマシテ、運用如何ニ依ツテ弊害ガアルト云フコトヲ、商工大臣が御認メナリマスナラバ、何故ニ此制度ニ對シテ御賛成ト言ハレテ居ル、全面的ニハ御賛成デナイヤウニ思ハレマス、而シテ運用如何ニ依ツテハ、米穀商ニ重大ナル影響ヲ及ボスト云フコトヲ、商工大臣自身が言明致シテ居ラレルノデアリマシテ、私共ノ心配スルノモ此點デアリマシテ、運用如何ニ依ツテ弊害ガアルト云フコトヲ、商工大臣が御認メナリマスナラバ、何故ニ此制度ニ對シテ御賛成ト言ハレタノデアリマス、其連絡ヲ

ノデアリマシテ、自然産業組合ニ強制加入ヲ受ケル形ニナツテ參リマス、又必ズ産業組合ニ強制加入ヲスルコトニナツテ參ルト思ヒマス、謂ハマ産業組合ノ一ツノ強化デアルスルガ、此點ハ如何様ニ考ヘラレルノデアリマスカ、先ニモ他ノ議員カラ御質問ニナリマシタガ、九月十月ノ市場ニ出ル所ノ早場米デアリマス、此早場米ニ對シマシテハ、此三百萬石以上アル所ノ早場米ニ對シテ、本法ノ適用ヲセズシテ、他ノ方面ニノミ本法ノ適用ヲサセルト云フコトハ、法ノ適用ノ上ニ矛盾ヲ來スヤウナ處ガアリハシナイカト云フコトヲ、政府ニ伺ツテ見タイト思フノデアリマス、最近全國ノ米穀商ガ、自治管理案ガ本議會ニ提案サレルト云フノデ、非常ニ反対ヲ唱ヘテ居ルノデアリマス、其反対ノ理由トシテハ澤山アリマスルガ、其主ナル點ハ、統制組合又ハ産業組合ニ於テ自治的ニ統制セラレルヤウニナリマスレバ、商人ノ取扱所ノ米ノ數量ガ非常ニ減少シテ、其結果ハ米商ニ少カラヌ打撃ヲ與フルト云フコトガ、恐ラク米商人ノ一番心配シテ居ル所デアルト思フノデアリマス、尤モ今回ノ取扱所ノ米ノ數量ガ非常ニ減少シテ、其過剩米ヲ取扱フコトニナツテ居ルノデアリマス、其反対ノ理由トシテハ、米穀商ニ重大ナル影響ヲ及ボスト云フコトヲ、商工大臣自身が言明致シテ居ラレルノデアリマシテ、私共ノ心配スルノモ此點デアリマシテ、運用如何ニ依ツテ弊害ガアルト云フコトヲ、商工大臣が御認メナリマスナラバ、何故ニ此制度ニ對シテ御賛成ト言ハレテ居ル、全面的ニハ御賛成デナイヤウニ思ハレマス、而シテ運用如何ニ依ツテハ、米穀商ニ重大ナル影響ヲ及ボスト云フコトヲ、商工大臣自身が言明致シテ居ラレルノデアリマシテ、私共ノ心配スルノモ此點デアリマシテ、運用如何ニ依ツテ弊害ガアルト云フコトヲ、商工大臣が御認メナリマスナラバ、何故ニ此制度ニ對シテ御賛成ト言ハレタノデアリマス、其連絡ヲ

圖ルト云フコトハ、如何ナル方法ニ依テ連絡ヲ圖ラレルノデアルカ、産業組合ガ米ヲ多ク取扱ヘバ、自然商人ニ對シテ相當ノ打撃ヲ與フルコトハ、是ハ分リ切ッタコトデア、唯其連絡ヲ取テ、兩方ニ圓満ナル所ノ諒解ヲ求メル、斯ウ云フコトヲ言ハレマシテノ漫然タル御議論デハ、私共ガ承服スル所ノ出來ヌコトデアリマシテ、具體的ニドウ云フコトヲシテ、サウンテ此商工義者ニ對シテ打撃ヲ與ヘナイヤウニスルト云フコトヲ、此議場ニ明言セラル、必要ガアルト私ハ信ズルノデアリマス(拍手)政府ハ自治管理案實施ニ依リマシテ、生産者モ、消費者モ、米穀商モ、亦國家ニ取リテモ、何レニモ非常ニ利益ダ、各方面總テ利益デ、悪影響ヲ來スモノハ一ツモナイ、斯ウ云フコトヲ先ニ言ハレテ居ルノデアリマス、サウ總ニ配モナカラウト思フノデアリマスガ、米ノ値段ガ高クナレバ、消費者ハ相當打撃ヲ受クル、生産者ハ利益ヲ受ケマスケレドモ、消費者ハ相當打撃ヲ受ケル、安クナレバ生産者ハ立行カヌヤウニナル、産業組合ガ米ヲ多く取扱ヒマスレバ、商人ニ影響シテ來クル、不利益ヲ來ス、是ハ分リ切ッタコトデアル、ドチラニカ無理ガ行カナケレバナラナイノ拘ラズ、總テニ對シテ何等ノ不利益モ與ヘナイト言ハレルコトハ、吾々ガ諒解ニ苦シムモノデアリマス(拍手)如何ニ統制セラレテ行キマシテモ、生産過剩ノ米ト云フモノハ、矢張刺ツテ來ルノデアリマシテ、此剩ツク米ヲ組合ガ何時迄デモ貯藏致スト致シマスナラバ、組合ハ非常ナル損失ヲ來スノデアリマス、政府ハ一石貯藏致ス爲ニ五圓掛ル、五圓ノ損失ガアル、斯ウ云フコトヲ昨年ノ議會ニモ言ツテ居ラレル、其五圓ノ損失ハ、組合自身ガ負ハネバナラヌ、何時マデ、モ貯藏シテ行クト云フコトニナレバ、

組合自身ノ負擔ニ歸スルノデアリマシテ、若シ組合ニ迷惑ヲ掛けナクシテ、政府ガ之ヲ補償シテヤラウト言ハレルナラバ、政府ニヤハリ此負擔ガ來ルノデアリマシテ、免ニ角此貯藏米ニ對シテハ、餘ツタ米ニ對シテウ云フコトヲシテ、サウンテ此商工義者ニ對シテ打撃ヲ與ヘナイヤウニスルト云フコトヲ、此議場ニ明言セラル、必要ガアルト私ハ信ズルノデアリマス(拍手)政府ハ自治管理案實施ニ依リマシテ、生産者モ、消費者モ、米穀商モ、亦國家ニ取リテモ、何レニモ常ニ利益ダ、各方面總テ利益デ、悪影響ヲ來スモノハ一ツモナイ、斯ウ云フコトヲ先ニ言ハレテ居ルノデアリマス、サウ總ニ配モナカラウト思フノデアリマシタナラバ、此議場ニ論議スル必要モナク、又米穀商ガ心配シテ議場ニ押寄セテ參ルヤウナ心配モナカラウト思フノデアリマスガ、米ノ値段ガ高クナレバ、消費者ハ相當打撃ヲ受クル、生産者ハ利益ヲ受ケマスケレドモ、消費者ハ相當打撃ヲ受ケル、安クナレバ生産者ハ立行カヌヤウニナル、産業組合ガ米ヲ多く取扱ヒマスレバ、商人ニ影響シテ來クル、不利益ヲ來ス、是ハ分リ切ッタコトデアル、ドチラニカ無理ガ行カナケレバナラナイノ拘ラズ、總テニ對シテ何等ノ不利益モ與ヘナイト言ハレルコトハ、吾々ガ諒解ニ苦シムモノデアリマス(拍手)如何ニ統制セラレテ行キマシテモ、生産過剩ノ米ト云フモノハ、矢張刺ツテ來ルノデアリマシテ、此剩ツク米ヲ組合ガ何時迄デモ貯藏致スト致シマスナラバ、組合ハ非常ナル損失ヲ來スノデアリマス、政府ハ一石貯藏致ス爲ニ五圓掛ル、五圓ノ損失ガアル、斯ウ云フコトヲ昨年ノ議會ニモ言ツテ居ラレル、其五圓ノ損失ハ、組合自身ガ負ハネバナラヌ、何時マデ、モ貯藏シテ行クト云フコトニナレバ、

組合自身ノ負擔ニ歸スルノデアリマシテ、若シ組合ニ迷惑ヲ掛けナクシテ、政府ガ之ヲ補償シテヤラウト言ハレルナラバ、政府ニヤハリ此負擔ガ來ルノデアリマシテ、免ニ角此貯藏米ニ對シテハ、餘ツタ米ニ對シテウ云フコトヲシテ、サウンテ此商工義者ニ對シテ打撃ヲ與ヘナイヤウニスルト云フコトヲ、此議場ニ明言セラル、必要ガアルト私ハ信ズルノデアリマス(拍手)政府ハ自治管理案實施ニ依リマシテ、生産者モ、消費者モ、米穀商モ、亦國家ニ取リテモ、何レニモ常ニ利益ダ、各方面總テ利益デ、悪影響ヲ來スモノハ一ツモナイ、斯ウ云フコトヲ先ニ言ハレテ居ルノデアリマス、サウ總ニ配モナカラウト思フノデアリマシタナラバ、此議場ニ論議スル必要モナク、又米穀商ガ心配シテ議場ニ押寄セテ參ルヤウナ心配モナカラウト思フノデアリマスガ、米ノ値段ガ高クナレバ、消費者ハ相當打撃ヲ受クル、生産者ハ利益ヲ受ケマスケレドモ、消費者ハ相當打撃ヲ受ケル、安クナレバ生産者ハ立行カヌヤウニナル、産業組合ガ米ヲ多く取扱ヒマスレバ、商人ニ影響シテ來クル、不利益ヲ來ス、是ハ分リ切ッタコトデアル、ドチラニカ無理ガ行カナケレバナラナイノ拘ラズ、總テニ對シテ何等ノ不利益モ與ヘナイト言ハレルコトハ、吾々ガ諒解ニ苦シムモノデアリマス(拍手)如何ニ統制セラレテ行キマシテモ、生産過剩ノ米ト云フモノハ、矢張刺ツテ來ルノデアリマシテ、此剩ツク米ヲ組合ガ何時迄デモ貯藏致スト致シマスナラバ、組合ハ非常ナル損失ヲ來スノデアリマス、政府ハ一石貯藏致ス爲ニ五圓掛ル、五圓ノ損失ガアル、斯ウ云フコトヲ昨年ノ議會ニモ言ツテ居ラレル、其五圓ノ損失ハ、組合自身ガ負ハネバナラヌ、何時マデ、モ貯藏シテ行クト云フコトニナレバ、

組合自身ノ負擔ニ歸スルノデアリマシテ、若シ組合ニ迷惑ヲ掛けナクシテ、政府ガ之ヲ補償シテヤラウト言ハレルナラバ、政府ニヤハリ此負擔ガ來ルノデアリマシテ、免ニ角此貯藏米ニ對シテハ、餘ツタ米ニ對シテウ云フコトヲシテ、サウンテ此商工義者ニ對シテ打撃ヲ與ヘナイヤウニスルト云フコトヲ、此議場ニ明言セラル、必要ガアルト私ハ信ズルノデアリマス(拍手)政府ハ自治管理案實施ニ依リマシテ、生産者モ、消費者モ、米穀商モ、亦國家ニ取リテモ、何レニモ常ニ利益ダ、各方面總テ利益デ、悪影響ヲ來スモノハ一ツモナイ、斯ウ云フコトヲ先ニ言ハレテ居ルノデアリマス、サウ總ニ配モナカラウト思フノデアリマシタナラバ、此議場ニ論議スル必要モナク、又米穀商ガ心配シテ議場ニ押寄セテ參ルヤウナ心配モナカラウト思フノデアリマスガ、米ノ値段ガ高クナレバ、消費者ハ相當打撃ヲ受クル、生産者ハ利益ヲ受ケマスケレドモ、消費者ハ相當打撃ヲ受ケル、安クナレバ生産者ハ立行カヌヤウニナル、産業組合ガ米ヲ多く取扱ヒマスレバ、商人ニ影響シテ來クル、不利益ヲ來ス、是ハ分リ切ッタコトデアル、ドチラニカ無理ガ行カナケレバナラナイノ拘ラズ、總テニ對シテ何等ノ不利益モ與ヘナイト言ハレルコトハ、吾々ガ諒解ニ苦シムモノデアリマス(拍手)如何ニ統制セラレテ行キマシテモ、生産過剩ノ米ト云フモノハ、矢張刺ツテ來ルノデアリマシテ、此剩ツク米ヲ組合ガ何時迄デモ貯藏致スト致シマスナラバ、組合ハ非常ナル損失ヲ來スノデアリマス、政府ハ一石貯藏致ス爲ニ五圓掛ル、五圓ノ損失ガアル、斯ウ云フコトヲ昨年ノ議會ニモ言ツテ居ラレル、其五圓ノ損失ハ、組合自身ガ負ハネバナラヌ、何時マデ、モ貯藏シテ行クト云フコトニナレバ、

スケレドモ、何分ニモ今回ハ内地外地ヲ通ジテ、一貫シタル統制方策ヲ立テルト云フ大方針ガアル譯デゴザイマスカラ、隨テ組合等ニ付キマシテモ、或ル程度ノ強制ハ已ムヲ得ナイノデアリマス、ソレカラ統制米ヲ集メル運賃及ビ早場米ノ關係等ニ付テノ御質問ガアリマシタ、早場米ノコトハ是ハ委員會ニ於テ、政府委員カラ申上ゲルコトニ致シタイト思ヒマス、集散ノ運賃ハ是ハ大シタコトデハナカラウト私モ考ヘテ居リマスガ、斯様ナ點ハ他ノ機會ニ、政府委員カラ御諒解ヲ願フコトニ致シタイト存ジマス

(國務大臣町田忠治君登壇)
○國務大臣(町田忠治君) 三善君ノ商工方面ニ對スル御質問ニ對シテ、大要御答ヲ致シマス、大體ハ農林大臣ノ答辯ニ依ツテ御諒解下サッタコト、思ヒマス、併シ此問題ハ或ハ産業組合ノ進出、中小商工業者ノ今日ノ立場ニ於テモ、相當困難ナコトガアリマスル其政治的意味ノ問題ト、此統制法ノ問題ト混淆ト申シテ宜イカ、二ツ加ツテ、餘程一般ノ人心ニ大キナ刺戟ヲ與ヘタ事實ガアルコトハ其通りアリマス、管理法ニ依リマスル販賣組合統制組合ノ領分ハ、大體ニ於テ剩餘米ヲ管理セシムルト云フコトガ主デアリマシテ、其他ノ一般ノ米穀ヲ、此組合ニ取扱ハセルト云フ趣意ニ立テラレナイコトハ、農林大臣カラ屢々聲明サレタ通りアリマス、併シ先日私ガ此議場竝ニ貴族院ニ於テモ申シタ通り(ソレハ取扱チテ居リマストハ、農林大臣カラ屢々聲明サレタ通りアリマス、併シ先日私ガ此議場竝ニ貴族院ニ於テモ申シタ通り(ソレハ取扱チテ居リマスト呼フ者アリ)——只今簡單トカ云フヤウナ御聲ガアリマスガ、暫時御清聽願ヒマス(ノーー)「ソレハ取扱チテ居リマスト云フコトヲ言ッタノデス」ト呼フ者アリマスカ——今申上ゲマシタ通り、中小商工業ノ立場ガ一般ニ同情サルベキ境遇ニアリコトハ申ス迄モアリマセヌ、殊ニ都會ニ於キマシテハ、一面ニハ百貨店ト言ヒ、一

方ハ産業組合ノ進出等ニ依ツテ、非常ナ苦シイ立場ニアルコトハ申ス迄モアリマセヌ、ソコデ私ハ此席デモ皆サンニ御教ヲ乞フトシテ申上ゲマシタノハ、中小商工業ノ日本ノ經濟機構ヲバ、此儘ニ破壊スル譯ニ行カヌカラ、産業組合ノ正當ナル發達ト同時ニ、御質問ガアリマシタ、早場米ノコトハ是ハ委員會ニ於テ、政府委員カラ申上ゲルコトニ致シタイト思ヒマス、集散ノ運賃ハ是ハ大シタコトデハナカラウト私モ考ヘテ居リマスガ、斯様ナ點ハ他ノ機會ニ、政府委員カラ御諒解ヲ願フコトニ致シタイト存ジマス

(國務大臣町田忠治君登壇)
○國務大臣(町田忠治君) 三善君ノ商工方面ニ對スル御質問ニ對シテ、大要御答ヲ致シマス、大體ハ農林大臣ノ答辯ニ依ツテ御諒解下サッタコト、思ヒマス、併シ此問題ハ或ハ産業組合ノ進出、中小商工業者ノ今日ノ立場ニ於テモ、相當困難ナコトガアリマスル其政治的意味ノ問題ト、此統制法ノ問題ト混淆ト申シテ宜イカ、二ツ加ツテ、餘程一般ノ人心ニ大キナ刺戟ヲ與ヘタ事實ガアルコトハ其通りアリマス、管理法ニ依リマスル販賣組合統制組合ノ領分ハ、大體ニ於テ剩餘米ヲ管理セシムルト云フコトガ主デアリマシテ、其他ノ一般ノ米穀ヲ、此組合ニ取扱ハセルト云フ趣意ニ立テラレナイコトハ、農林大臣カラ屢々聲明サレタ通りアリマス、併シ先日私ガ此議場竝ニ貴族院ニ於テモ申シタ通り(ソレハ取扱チテ居リマスト呼フ者アリ)——只今簡單トカ云フヤウナ御聲ガアリマスガ、暫時御清聽願ヒマス(ノーー)「ソレハ取扱チテ居リマスト云フコトヲ言ッタノデス」ト呼フ者アリマスカ——今申上ゲマシタ通り、中小商工業ノ立場ガ一般ニ同情サルベキ境遇ニアリコトハ申ス迄モアリマセヌ、殊ニ都會ニ於キマシテハ、一面ニハ百貨店ト言ヒ、一

方ハ産業組合ノ進出等ニ依ツテ、非常ナ苦シイ立場ニアルコトハ申ス迄モアリマセヌ、ソコデ私ハ此席デモ皆サンニ御教ヲ乞フトシテ申上ゲマシタノハ、中小商工業ノ日本ノ經濟機構ヲバ、此儘ニ破壊スル譯ニ行カヌカラ、産業組合ノ正當ナル發達ト同時ニ、御質問ガアリマシタ、早場米ノコトハ是ハ委員會ニ於テ、政府委員カラ申上ゲルコトニ致シタイト思ヒマス、集散ノ運賃ハ是ハ大シタコトデハナカラウト私モ考ヘテ居リマスガ、斯様ナ點ハ他ノ機會ニ、政府委員カラ御諒解ヲ願フコトニ致シタイト存ジマス

(國務大臣伯爵兒玉秀雄君登壇)
○國務大臣(伯爵兒玉秀雄君) 三善君ノ御質問ニ御答致シマス、只今御述ベニナリマスカラ、産業組合ノ地位ヲ占メテ居ル中小商工業者ノ立場ヲ考慮シテ、其安定ヲ圖ラナケレバナラヌ、ソレニハ種々ナ案ガアルガ、最モ必要ト私ノ思フノハ、工業組合及商業組合ノ發達ヲ促進スルコトデアル、ソレニハ恰モ産業組合ニ於テ金融機關ノ中心機關ガアルガ如ク、工業組合、商業組合ニ於テモ、中央金庫ヲ設立スルガ最モ適當デアル、斯様ナコトヲ以テ私ハ皆サンノ御諒解ヲ得テ、且又御意見ガアレバ承リタイ積りリテ、先日私案ヲ申上ゲテ置イタノデス、今後ハ産業組合、販賣組合若クハ統制組合ト云フモノノ進出ニ依ツテ、一般米穀商ノ活動ノ範囲ガ大ニ縮メラレルト云フ場合ガナイヤウニ、此法律ヲ運用セナケレバナリマセヌ、是ハ農林大臣モ同様ノ考デアリマス、併シ若シ商業組合ト工業組合トノ二ツ、産業組合トノ間に、出來レバ之ヲ協調セシメテ雙方ノ發達ヲ圖ルコトガ必要デアリ、其發達ヲ促スニハ、既往四十年間、或ハ特權、或ハ政府ノ指導、其他ノ府縣廳初メ、世話ヲ焼イテ吳レタコトニ依ツテ發達シタ産業組合ニ對シテ、マダ生レテ數年ヨリ經タヌ工業組合、商業組合ニ對シテモ、産業組合同様ノ特權ヲ與ヘル外ニ、政府竝ニ地方廳ハ、マダ乳ヲ呑ンデ居ルト云フ此幼年者ヲ發達セシムルコトニ於テ、一層ノ努力ヲスル必要ドモ、併シ是モ尙ホ内地ノ統制ニ應要ガアルト云フコトヲ、私ハ貴族院デモ一昨年申シタノミデアル、此意味ニ於テ進ミマスレバ、私ハ産業組合ヲ中心トシタル販賣組合ト、中小商工業ヲ基礎トシテ發達シテアリマス、來年度ニ於キマシテモ同様、約

八十五六万石ノ糧ノ減收ヲ豫期致シマシテ、之ニ代作ヲ命ズルコトニ致シテ居リマスルノデ、減產ニ付テモ相當ノ注意ヲ總督府ニ於テ致シテ居ルノデアリマス、只今申上ゲタ通リニ、外地ニ於キマシテハ、内地ノ米ノ統制ニ貢獻スルガ爲ニ、多大ノ犠牲ヲ拂ヒツ、而シテ統制ニ向ツテ努力シテ居ルト云フコトノ誠意ダケハ、御諒承願シテ置キタイト思ヒマス(朝鮮ノ減反ノ具體的ノ状況ハ分リマセヌカ)ト呼フ者アリ甚ダ御計画ヲ打切りマシテ、此米ノ統制ニ向ツテ貢獻シタイト致シツ、アルノデアリマス、而シテ朝鮮ニ於キマシテハ、棉花ノ栽培ヲ獎勵致シテ居リマス、只今御話ノヤウナ風ニ、二年目カ三年目ニ天候ニ依リマシテ、水田ニ相成リマスル所ノ不良田ガアルノデアリマス、之ヲ何トカ其方面ニ變ヘタイト云フ事柄ハ、多年總督府ニ於テ考ヘラレテ居ル所デアリマスケレドモ、御承知ノ通りリマス、産業ニ致シマシテモ、農業ニ致シマシテモ、其發達ニ依ツテ我國ガ脅カサレモ、農業ニ致シマシテモ、ソレハ我國ト共ス、滿洲ニ於ケル米作ノコトデアツタ思ヒマス、滿洲ノ米作ト中シマシテモ、内地人若クハ朝鮮人ガ作ツテ居ルモノバカリデナシニ、滿洲全體ニ於ケル米作ノコトダト思ヒマス、滿洲ニ於キマスル産業ニ致シマシテモ、農業ニ致シマシテモ、ソレハ我國ト共存共榮ノモノデナケレバナラヌト思フノデアリマス、産業ニ致シマシテモ、農業ニ致シマシテモ、其發達ニ依ツテ我國ガ脅カサレルモノデアツテハナラヌト思フノデアリマス(ソレデ米ハドウスルノデス)ト呼フ者アリ)將來政府ハ其點ニ於テ善處シタイト考ヘテ居リマス(笑聲、拍手)

(三善信房君登壇)
○三善信房君 先づ農林大臣ノ御答辯ニ對シマシテ、更ニ御尋致シテ見タイト思ヒマス、農林大臣ハ私ノ尋ねマシタル第一點ノ、政府ノ買上米ニ對シテハ相當其手續ヲ考慮セシムケレバナラヌ、所謂勅令ノ改正ヲ爲スノ必要アリ、斯ウ云フヤウナ御決心ノヤウデアリマシテ、是ハ少クトモ此議會後ニ於キマシテハ、直チニ御改正ノ必要ガアルト思ヒマス、現在ノ買入方法ガ煩雜デアッ

ヲ賣ル者ハ、矢張庭先デ賣ルノデアリマス
ルガ故ニ、隨て非常ナ損失ヲセンケレバナ
ラヌ、折角政府方最低價格ヲ保障シテ居ル
ニ拘ラズ、安イ値デ賣ラナケレバナラヌト
云フコトニナルノデアリマスガ故ニ、此點
八十分御考慮ヲ願ヒマシテ、速ニ御改正ヲ
願ツテ置キタイト思フノデアリマス、尙ホ政
府ノ賣渡米ノ點ニ付キマシテハ、其法ノ精
神カラ致シテ、サウ範圍ヲ擴ムル譯ニ行カ
ナイ、斯ウ云フヤウナ意見ノヤウデアリマ
シタガ、是ハ昨年既ニ經驗サレテ居ルコト
デアリマシテ、米ヲ政府ハ一千八百万石モ
持ツテ居ルニ拘ラズ、地方的ニハ有ガスレヲ
生ジテ、非常ニ値段高クナッタ、其時分ニ
米ヲ買ツテ食フ者ハ、所謂中小ノ農家デアリ
マスルガ故ニ、此中小ノ農家ヲ救済スル意
味ニ於キマシテ、此範圍ヲ今少シ擴張セラ
レテモ、法ノ精神ニサウ背クモノナナイ、政
府ノ手持米ハ最高價格以上ナイト賣ラナ
イケレドモガ、或ハ粗野藏、或ハ玄米ヲ今
回貯藏セラレテモ、或ル程度ノ價格ニナッタ
ナラバ、之ヲ賣ツテ宜シト言ハレルノデア
リマスルガ故ニ、政府ノ手持米ハ最高價格
以上デナケレバナラヌ、民間デ貯藏シテ居
ルモノハ、其最高價格ニ達セヌデモ賣テ宜
シト云フコトカラ考ヘマシテモ、是ハ當
然政府米ヲモ、斯ウ云フ困難ナ場合ニハ、
矢張其賣渡價格ヲ相當ニ低下セラル、コト
モ必要ナリト私ハ信ズル者デアリマスルガ
故ニ、更ニ御考慮ヲ願ヒタイト思フノデア
リマス、尙ホ此自治管理案ノ實施ノ結果、
米穀商ニ何等ノ打撃ヲ與ヘナイト、斯ウ云
フコトヲ言ハレルノデアリマスルガ、其打
擊ヲ與ヘナイト云フ所ノ骨子ニ付テハ、餘
リ御話ガナイヤウデアリマシテ、是ハ委員
會ニ於テ説明ヲスルト云フヤウナコトデア
リマスルガ、願クハ此統制管理實施ノ曉
思フノデアリマス(拍手)然ルニ米穀商ノ立
役コトヲ、具體的ニ本議場ニ説明セラル、

コトガ、最モ必要ナリト私ハ信ズルノデア
リマス(拍手)尙ホ強制的ニ組合ヲ拵ヘテ、
サウシテ組合員ヲ又強制加入ヲサセルコ
トハ、中小ノ農家ニ對シテ非常ナ迷惑コ
ト來スデハナイカ、斯ウ云フコトヲ私方申
シマシタニ付キマシテ、矢張は内地外地地
打ヅテ一丸トシタル所ノ法デアッテ、或ル程
度ノ強制ハ已ム得ナイト云フヤウナ御意
見ノヤウデアリマシタガ、私ハ中小ノ農家
ノ實情ニ鑑ミマシテ、持ツテ居ル米ヲ全部
賣ツテモ足リナイ位ノ所ニ、其持米ノ幾分ヲ
強制的ニ貯藏セシムルコトハ、中小ノ農家
ニ非常ナル迷惑ヲ及ボスコトナリト信ズル
ノデアリマス(拍手)此點ヲ十分御考究下サ
レマシテ、此強制加入ト云フコトハ、相當
御考慮ノ餘地ガアルト私ハ思フノデアリマ
スガ故ニ、更ニ大臣ノ御意見ヲ伺ッテ見タ
イト思ヒマス

尙ホ商工大臣ハ、産業組合ト所謂商業組
合トノコトニ付キマシテ、是ハドウモ産業
組合ト商人トノ間ニ、此問題ヲ混淆シテ居
ルヤウニ思フノデアルガ故ニ、此點ハ兩方
妥協ヲシテ旨ク進ムヤウニセナケレバナラ
ス、斯様ナ御意見ノヤウニ承ツタノデアリ
マス、産業組合ガ過剩米ヲ取扱フコトデア
ルコトハ、是ハ法ノ示ス所デアリマス、併
ナガラ産業組合ガ過剩米ヲ取扱ヒマスレバ、
獎勵ニ對シテ、臺灣デハ相當ヤツテ居ル、朝
鮮デハ中々朝鮮人ガ水田ニ執著心ガアッテ、
途ヲ圖ツテ行キタイト言ハレテモ、ソレハ私
ハ承服スルコトガ出來ナインデアリマス
ガ故ニ、具體的ニ私ハ御願シタイト思フノ
デアリマス(拍手)

拓務大臣ハ朝鮮ノ代作獎勵及臺灣ノ代作
獎勵ニ對シテ、臺灣デハ相當ヤツテ居ル、朝
鮮デハ中々朝鮮人ガ水田ニ執著心ガアッテ、
水田ヲ去ルコトガ出來ナイガ故ニ、其代作
換ト云フノハ餘糧困難デアル、斯ウ云フ風
化植モノデアリマセヌ、曩ニモ申シ
マシタ通り、米ヲ植エルノト、或ハ棉ヲ植
エルノト、何レガ農家ノ經濟ノ上ニ有利デ
アルカト云フコトヲ考へテ見テ、若シ米ヲ
植エタ方ガ棉ヲ植エタヨリモ遙ニ利益デア
ルト云フナラバ、棉ヲ植エルニ付テ必要ナケ
ル所ノ助成ヲセンケレバナラヌ、又棉ノ價
格ノ如キハ、世界的ニ相場ガ出マシテ、淘
ニ高下ガアルノデアリマス、此亂高下ノア
リマスル棉ニ對シテ、能ク生產費ヲ調査セ
ラレマシテ、所謂米ニ對シテ最低價格ノ保
障ヲセラレルヤウニ、棉ニ對シテモ最低價
格ノ保障ヲ爲シ、或ハ相當ノ金額ヲ支出シ
テ助成セラレタナラバ、決シテ困難デハナ
マスルガ、然ラバ何故米穀統制管理ヲ爲サ
レル此際ニ於テ、同時ニ此法案ヲ御提出ニ
ナラナイカラ私ハ遺憾トスル者デアリマス
(拍手)尙ホ米穀商ノ範圍ヲ侵サナイヤウニ
十分注意ラシテ、サウシテ米穀商ノ商權ヲ
擁護シテ行カナケレバナラヌト云フヤウナ
コトヲ言ハレマシタガ、私ガ義ニ申シマシ
タ通リニ、此産業組合ガ、據テハ全生產米
ヲ取扱フヤウナ處が十分ニアル場合ニ於キ
マシテ、統制米以外ノ米ハ取扱フコトハ出
來ナイト云フ、禁止規定ヲ御出シニナル所
ノ勇斷ガアルカドウカラ私ハ伺ッテ置キタ
イト思フノデアリマス(拍手)唯商工大臣ノ
云フコトヲ言ハレマスガ、圓滿ニ妥協スルヤウニト
テ行クヤウニ——圓滿ニ妥協スルヤウニト
言ハレルノハ、研究シテ、サウシテ妥協シ
トスル者デアリマス(拍手)

尙ホ總理大臣ニ御伺ラシテ居ルヤウニト
言ハレルノハ、研究シテ、サウシテ妥協シ
トスル者デアリマス(拍手)

レバナラヌ事柄デアルニ拘リマセズ、漫然此事ニ對シテ何等ノ御方針ガ無イト云フコトハ、洵ニ遺憾トスル所デアリマシテ、若シ御持合セガアリマスルナラバ、更ニ御答辯ヲ願ヒタイノデアリマスルガ、唯其存共榮主義ト云フコトノミデ御答ニナリマスナラバ、御答辯ハ要リマセヌ、唯現内閣ハ無方針、農業政策ニ對シテ無方針ダト云フコトヲ、私ハ申上グルヨリ外ナイト思フノデアリマス(拍手)

〔國務大臣山崎達之輔君登壇〕

○國務大臣(山崎達之輔君) 第一ノ統制法

ニ於ケル政府米ノ拂下ノ關係デアリマスルガ、是ハ重ネテノ御質問デハゴザイマスルケレドモ、今回ノ改正案ノ程度デ、丁度頃合ヒノ所デヤナイカト考ヘテ居リマス、第二ハ産業組合及米穀商ノ關係デアリマ

シテ、再三ノ御質問ニ對シマシテ、甚ダ相濟マヌヤウナ氣モ致シマスケレドモ、是ハ實際ノ所ガ、各地ノ實情モ篤ト

一ツ御調モ願ヒ、サウシテ今回ノ立法ガ、米穀販賣組合ノ將來ニドウ云フ關係ヲ及ボスカト云フコトモ、是ハツ數字ニ瓦ツテ

御研究ヲ願ヒタイト實ハ私ハ思フノデアリマス、唯此處デ一言申上ゲテ置キタイト思ヒマスコトハ、三善君モ十分御理解下スッテ

居リマスヤウニ、農村トシテ農村ノ生産物ヲ共同デ捌クト云フ機關ハ、是ハ農村ノ爲ニ極メテ大切ナル機關デアリマシテ、此機關ノ組織ニ對シテ、動モスレバツノ疑ヲ

シテ賣捌クト云フ組織ト、之ヲ消費者ニ供給スルト云フ商人ノ組織トノ間ニハ、自ラソコニ協調ノ途アルベキモノデアリ、又ソレヲ望ムノデアル、而シテ商人ニ付キマシテ何等立法ガナイト云フヤウナ、御疑モアルヤウナ風ニ聞エマシタケレドモ、是ハ

三善君モ十分御承知ノ通り、今日ノ商業組合工業組合ト、産業組合トノ間ニハ、法ノ特權ニ於テ何等ノ差ハナインデアリマス、

シテ、先づ私ノ立場ヲ申上ゲテ置キマス、私共ハ此三法案ガ、農村即チ生産者ノ爲ニ

兩方平等ニ國ノ制度ニ於テハ保護致シテ居ル譯デアリマシテ、唯此制度ヲ實際ニ於テ運用スル上ニ於テ、業態ノ差違ニ依ル種々

ノ異同ガアル譯デアリマス、併シ之ニ付キマシテハ、商工大臣モ出來得ル限り助成方針ヲ執ルト云フ御考デアルコトハ、再三御述ニナツコトニ依ツテ御諒解ヲ願ヒタイト存

ジマス、大體以上申上ゲマシタコトニ依ツテ御諒解願ヒタイト思ヒマス

○議長(濱田國松君) 三善君、モウ質疑ハアリマセヌカ

○三善信房君 自席カラ發言ヲ許シテ戴キタイト思ヒマス

○議長(濱田國松君) 簡單ナラ御許シマス(拍手)

○三善信房君 私ノ再度ノ質問ニ對シテ、拓務大臣ハ別ニ朝鮮及臺灣ニ對シテノ對策ニ付テノ御方針ガ無イヤウデアリマシテ、御答辯モナインデアリマス、商工大臣モ亦商

業組合ノ問題ニ對シテ具體案ヲ御出シニナルカ、御持合セガアルカト思テ居リマシタガ、唯産業組合ト商業組合トノ圓滿安協

ト云フノミデ御逃ゲニナツテ居リマスガ、ソレデハ私ハ承知スルコトガ出來ヌノデアリ

マシテ、何等案ノ持合セガナイヤウニ思ヒマス、又總理大臣ハ満洲ノ問題ニ對シテ殆

ド無方針デアルト私ハ言ヒマシタガ、ソレモ相當重複ラシテ居ルヤウデアリマスカラ、

ヲ承認シテ居ラレルヤウデアリマスカラ、

トノ關係ノ繩レカラシテ、所謂前門ニ狼ヲ防イデ、場合ニ依ツテハ後門虎ヲ入レルヤ

ウナコトニナル、折角後門ノ虎ヲ防イデモ、前門カラ狼ガ押込ンデ來ルト云フヤウナコトニ、

ケルコトニナル、ソコデ此生産者ト消費者ガ生活ノ困難、生活ノ脅威ト云フモノヲ受

ルニ至リ、坂ヒ様ニ依ツテハ全國民ノ消費者

ノハ、全國民ノ日常ノ即チ必需品デアリマス、詰リ生産者ノ方カラ申シ

タルノデアリマス、詰リ生産者ノ方カラ申シ

タルカ、御持合セガアルカト思テ居リマ

ス(拍手)

○深水清君 既ニ澤山ナ質疑者ガアリマシ

タノデ、私ノ御尋シタイ問題ニ付キマシテ

モ、相當重複ラシテ居ルヤウデアリマス、

今全國ノ人口ヲ申シマスト、私ガ申上ガル

マデモナク九千万人デアル、全國ノ米穀ノ

生産高ト云フモノハ又九千万石デアル、サ

ソコデ私ハ茲ニ首相ニ御尋スルノデアル、政

府カラ御出シニナツク所ノ材料ニ依リマシ

テ調べテ見マシテモ、大體一箇年ニ一石内

外ノモノデアル、スマスルトマインス、ブ

テ置キマス、私ハ此質問ヲ致シマスニ當リ

シマスト、實ハ過剩米ナンカト云フ問題ハ

起ラナイトコトニナル、九千万石ノ生産ニ對

シ、九千万人ガ一年ニ一石完費スト云フコ

トニナリマスト、本來過剩米ト云フ問題ハ

根柢カラ起ラナイトコトニモノデアル、所ガ事

實ハ之ニ反シマシテ、年々歲々此過剩米ト

キマシテ、幾多ノ疑問ヲ有スルノデアリマス、隨テ吾々ノ検討ノ結果、此三案ガ農村

ニ對シ、即チ生産者ニ對シテ不利益デアル

ト云フコトニナリマスナレバ、吾々ハ猛然

トシテ此案ニ反対セネバナラヌノデアリマス(拍手)

○議長(濱田國松君) 三善君、モウ質疑ハ

アリマセヌカ

○三善信房君 自席カラ發言ヲ許シテ戴キタイト思ヒマス

○議長(濱田國松君) 簡單ナラ御許シマス(拍手)

○三善信房君 私ノ再度ノ質問ニ對シテ、

拓務大臣ハ別ニ朝鮮及臺灣ニ對シテノ對策ニ付テノ御方針ガ無イヤウデアリマシテ、御

答辯モナインデアリマス、商工大臣モ亦商

業組合ノ問題ニ對シテ具體案ヲ御出シニナ

ルカ、御持合セガアルカト思テ居リマシ

タガ、唯産業組合ト商業組合トノ圓滿安協

ト云フノミデ御逃ゲニナツテ居リマスガ、ソ

レデハ私ハ承知スルコトガ出來ヌノデアリ

マシテ、何等案ノ持合セガナイヤウニ思ヒ

マス、又總理大臣ハ満洲ノ問題ニ對シテ殆

ド無方針デアルト私ハ言ヒマシタガ、ソレ

モ少シモ進歩ハシテ居ラナイ、少シモ生活ノ

向上ト云フモノヲ認メラレナイ、現ニ統計ノ

示ス所ニ依リマシテ、朝鮮ニ於キマシテハ

併合以來カラノ消費額ニ較ペマスト、今日

ニ於テハ約三百萬石モ消費ノ減退ガアル、

私ガ内地ノ農村ニ行シテ調べテ見マスト、

ニ氣ノ毒ナ有様デアリマシテ、米半分ニ麥

半分、或ハ栗、或ハ唐芋ト云フヤウモノヲ

加ヘマシテ農民ハ生活ヲシテ居ル、甚シキ

ニナリマスト、自分ノ生産シマシタ米ト云フ

モノハ悉ク賣シテシマフ、サウシテ牛馬ニ等

シイ所ノ、實ニ粗惡ナル代用食ラシテ居ル

ノデアリマス、此國民全體ノ消費力ノ減退

ト云フコト、此生活ノ向上ガ止シテシマッ

テ、都會ニ較ベマシテ悲慘ナル所ノ生活ノ
状態ヲ今尙ホ有ツテ居ルト云フ事實ガ、即チ
此過剩米ト云フコトニナルノデアリマス(拍
手)、ソコデ此現在ノ慘憺タル狀況ニ對シ
マシテ、農相ノ立場カラ申シマシタラ、過
剩米サヘ處分スレバ此問題へ解決スルト思
召スカモ知レナイ、或ハサウカモ知レマセ
ヌ、併ナガラ首相ノ立場トシテハ、ソンナ
狡イ視野デハ相濟マナイト私ハ考ヘル(拍
手)首相ノ視野ト云フモノハ、モウ少シ大
キイノデナケラニヤナラヌト思フ(ヒヤ
ヒヤ)詰リ畏れ多イコトデアリマスガ、上
御歷代ノ御仁德ヲ拜祭シマシテモ、我ガ赤
子ヲシテ一人ト雖モ飢ユルコトナカラシメ
ヨト云フノガ、是ハ御聖旨ト私ハ拜祭シテ
居ル、シテ見ルト此慘憺タル狀況、即チ
過剩米ノ爲ニ大ニシテハ國家ノ財政ヲ脅カ
シ、小ニシテハ生産者ノ生活ヲ脅威スル
斯ル時ニ於テ、首相ハ一步進メテ此窮狀ヲ
救フト云フ御心ハナインデアルカ、詰リ上
陛下ノ思召、御歷代ノ御仁德ノ思召ニ從テ
首相ハ、陛下ノ御聖旨ニ副ウ御心ハナイン
デアルカ、此點デアリマス
ソコデ私共ノ見地トシマシテハ、既ニ同
僚カラモ此議場ニ於テモ、或ハ議場外ニ於
テモ、天下ニ呼掛け居る問題ガアル、何
カト云フト、詰リ此狀態ニ對シマシテハ應
急的ノ處置ト、更ニ恒久的ノ政策ガナケラ
ニヤナラヌト思フガ、其應急的ノ政策ト致
シマシテハ、既ニアナタニハ吾々ノ總裁カ
ラモ御話デアルト思フガ、此農村ノ疲弊困
憊、此非常時ノ非常ナル時ニ於テ、首相ハ
何故勇氣ヲ出シテ農村ニ町村ニ對スル所
(拍手)普通ノコトデハ中々イカヌ、此悲
慘ナル農村ノ狀態ニ對シテハ、吾々ノ應急
的ノ政策トシテ、首相ニモ示ベテアル此政
策ヨリ外ニハナイト思フガ、首相ノ御見解
ハドウダ、是ガ御尋デアリマス
私ハ今度ハ農相ト折相ニ御伺ヲ致シマ
ス、前質問者カラ色々ナコトヲ質問シテ居
リマスノデ、私ハ成ベク重複ヲ省イテ御迷

惑ハ掛ケナイヤウニシタ伊ヒマス、私
ハ先づ綏制法ノ改正案ノコトカラ御尋シテ
見タイト思フ、前質問者モ一寸觸レタヤウ
手、ソコデ此現在ノ慘憺タル狀況ニ對シ
マシテ、農相ノ立場カラ申シマシタラ、過
剩米サヘ處分スレバ此問題へ解決スルト思
召スカモ知レナイ、或ハサウカモ知レマセ
ヌ、併ナガラ首相ノ立場トシテハ、ソンナ
狡イ視野デハ相濟マナイト私ハ考ヘル(拍
手)首相ノ視野ト云フモノハ、モウ少シ大
キイノデナケラニヤナラヌト思フ(ヒヤ
ヒヤ)詰リ畏れ多イコトデアリマスガ、上
御歷代ノ御仁德ヲ拜祭シマシテモ、我ガ赤
子ヲシテ一人ト雖モ飢ユルコトナカラシメ
ヨト云フノガ、是ハ御聖旨ト私ハ拜祭シテ
居ル、シテ見ルト此慘憺タル狀況、即チ
過剩米ノ爲ニ大ニシテハ國家ノ財政ヲ脅カ
シ、小ニシテハ生産者ノ生活ヲ脅威スル
斯ル時ニ於テ、首相ハ一步進メテ此窮狀ヲ
救フト云フ御心ハナインデアルカ、詰リ上
陛下ノ思召、御歷代ノ御仁德ノ思召ニ從テ
首相ハ、陛下ノ御聖旨ニ副ウ御心ハナイン
デアルカ、此點デアリマス
ソコデ私共ノ見地トシマシテハ、既ニ同
僚カラモ此議場ニ於テモ、或ハ議場外ニ於
テモ、天下ニ呼掛け居る問題ガアル、何
カト云フト、詰リ此狀態ニ對シマシテハ應
急的ノ處置ト、更ニ恒久的ノ政策ガナケラ
ニヤナラヌト思フガ、其應急的ノ政策ト致
シマシテハ、既ニアナタニハ吾々ノ總裁カ
ラモ御話デアルト思フガ、此農村ノ疲弊困
憊、此非常時ノ非常ナル時ニ於テ、首相ハ
何故勇氣ヲ出シテ農村ニ町村ニ對スル所
(拍手)普通ノコトデハ中々イカヌ、此悲
慘ナル農村ノ狀態ニ對シテハ、吾々ノ應急
的ノ政策トシテ、首相ニモ示ベテアル此政
策ヨリ外ニハナイト思フガ、首相ノ御見解
ハドウダ、是ガ御尋デアリマス
私ハ今度ハ農相ト折相ニ御伺ヲ致シマ
ス、前質問者カラ色々ナコトヲ質問シテ居
リマスノデ、私ハ成ベク重複ヲ省イテ御迷

惑ハ掛ケナイヤウニシタ伊ヒマス、私
ハ先づ綏制法ノ改正案ノコトカラ御尋シテ
見タイト思フ、前質問者モ一寸觸レタヤウ
手、ソコデ此現在ノ慘憺タル狀況ニ對シ
マシテ、農相ノ立場カラ申シマシタラ、過
剩米サヘ處分スレバ此問題へ解決スルト思
召スカモ知レナイ、或ハサウカモ知レマセ
ヌ、併ナガラ首相ノ立場トシテハ、ソンナ
狡イ視野デハ相濟マナイト私ハ考ヘル(拍
手)首相ノ視野ト云フモノハ、モウ少シ大
キイノデナケラニヤナラヌト思フ(ヒヤ
ヒヤ)詰リ畏れ多イコトデアリマスガ、上
御歷代ノ御仁德ヲ拜祭シマシテモ、我ガ赤
子ヲシテ一人ト雖モ飢ユルコトナカラシメ
ヨト云フノガ、是ハ御聖旨ト私ハ拜祭シテ
居ル、シテ見ルト此慘憺タル狀況、即チ
過剩米ノ爲ニ大ニシテハ國家ノ財政ヲ脅カ
シ、小ニシテハ生産者ノ生活ヲ脅威スル
斯ル時ニ於テ、首相ハ一步進メテ此窮狀ヲ
救フト云フ御心ハナインデアルカ、詰リ上
陛下ノ思召、御歷代ノ御仁德ノ思召ニ從テ
首相ハ、陛下ノ御聖旨ニ副ウ御心ハナイン
デアルカ、此點デアリマス
ソコデ私共ノ見地トシマシテハ、既ニ同
僚カラモ此議場ニ於テモ、或ハ議場外ニ於
テモ、天下ニ呼掛け居る問題ガアル、何
カト云フト、詰リ此狀態ニ對シマシテハ應
急的ノ處置ト、更ニ恒久的ノ政策ガナケラ
ニヤナラヌト思フガ、其應急的ノ政策ト致
シマシテハ、既ニアナタニハ吾々ノ總裁カ
ラモ御話デアルト思フガ、此農村ノ疲弊困
憊、此非常時ノ非常ナル時ニ於テ、首相ハ
何故勇氣ヲ出シテ農村ニ町村ニ對スル所
(拍手)普通ノコトデハ中々イカヌ、此悲
慘ナル農村ノ狀態ニ對シテハ、吾々ノ應急
的ノ政策トシテ、首相ニモ示ベテアル此政
策ヨリ外ニハナイト思フガ、首相ノ御見解
ハドウダ、是ガ御尋デアリマス
私ハ今度ハ農相ト折相ニ御伺ヲ致シマ
ス、前質問者カラ色々ナコトヲ質問シテ居
リマスノデ、私ハ成ベク重複ヲ省イテ御迷

惑ハ掛ケナイヤウニシタ伊ヒマス、私
ハ先づ綏制法ノ改正案ノコトカラ御尋シテ
見タイト思フ、前質問者モ一寸觸レタヤウ
手、ソコデ此現在ノ慘憺タル狀況ニ對シ
マシテ、農相ノ立場カラ申シマシタラ、過
剩米サヘ處分スレバ此問題へ解決スルト思
召スカモ知レナイ、或ハサウカモ知レマセ
ヌ、併ナガラ首相ノ立場トシテハ、ソンナ
狡イ視野デハ相濟マナイト私ハ考ヘル(拍
手)首相ノ視野ト云フモノハ、モウ少シ大
キイノデナケラニヤナラヌト思フ(ヒヤ
ヒヤ)詰リ畏れ多イコトデアリマスガ、上
御歷代ノ御仁德ヲ拜祭シマシテモ、我ガ赤
子ヲシテ一人ト雖モ飢ユルコトナカラシメ
ヨト云フノガ、是ハ御聖旨ト私ハ拜祭シテ
居ル、シテ見ルト此慘憺タル狀況、即チ
過剩米ノ爲ニ大ニシテハ國家ノ財政ヲ脅カ
シ、小ニシテハ生産者ノ生活ヲ脅威スル
斯ル時ニ於テ、首相ハ一步進メテ此窮狀ヲ
救フト云フ御心ハナインデアルカ、詰リ上
陛下ノ思召、御歷代ノ御仁德ノ思召ニ從テ
首相ハ、陛下ノ御聖旨ニ副ウ御心ハナイン
デアルカ、此點デアリマス
ソコデ私共ノ見地トシマシテハ、既ニ同
僚カラモ此議場ニ於テモ、或ハ議場外ニ於
テモ、天下ニ呼掛け居る問題ガアル、何
カト云フト、詰リ此狀態ニ對シマシテハ應
急的ノ處置ト、更ニ恒久的ノ政策ガナケラ
ニヤナラヌト思フガ、其應急的ノ政策ト致
シマシテハ、既ニアナタニハ吾々ノ總裁カ
ラモ御話デアルト思フガ、此農村ノ疲弊困
憊、此非常時ノ非常ナル時ニ於テ、首相ハ
何故勇氣ヲ出シテ農村ニ町村ニ對スル所
(拍手)普通ノコトデハ中々イカヌ、此悲
慘ナル農村ノ狀態ニ對シテハ、吾々ノ應急
的ノ政策トシテ、首相ニモ示ベテアル此政
策ヨリ外ニハナイト思フガ、首相ノ御見解
ハドウダ、是ガ御尋デアリマス
私ハ今度ハ農相ト折相ニ御伺ヲ致シマ
ス、前質問者カラ色々ナコトヲ質問シテ居
リマスノデ、私ハ成ベク重複ヲ省イテ御迷

府ノ説明ニ依リマスト、米價ガ一割以上騰貴シタ場合ニハ解除サレ、解除サレテソレ賣ツテイト云フ問題、所ガ私ハ茲ニ合點ノ行カヌコトガアル、法文ヲ見シテモ、政府ガ必要ト認ムル場合ニノミ限ッテソレ賣ツテ居ル米デモ、モウ値上リガシタ貯蓄シテ居ル米デモ、モウ値上リガシタカラ賣リタイ思テモ、政府ノ方デ必要ト認メナケレバ賣ルコトハ出来ナイ、此處ニ非常ナ胡麻化シガアルト思フ、何故カト申シマスト、統制法ニ依リマシテ最低米價デ買上ガマシテ、最高價格ニ達シマシテモ賣ルコトガ出來ナイ、何故賣ルコトガ出來ナイカト云フト、溢リニ賣出スコトニナルト米價ニ惡影響ヲ及ボシテ、折角上リツ、アル米價ヲ下ゲル虞ガアル、ソレニ統制米ノ方デハ、一割サヘレバ直ダ賣ツテモ宜イト云フコトデアレバ、折角ノ統制法ノ趣意ヲ根本カラ破壊スル、ダカラ確ニ必要ト認メル云々ト云フコトガ、政府ノ大事ナベテアル、羊頭ヲ懸ゲテ狗肉ヲ賣ル、詰リ良サ、ウナコトヲ言テ喚ハシテ置イテ、其實ハ必要ガナイカラ、必要ト認メナイカラ、統制組合法デ時蓄シテ居ル米ハ賣買能リ成ラヌ、解除罷リ成ラヌトオ出デニナルト思シデアル、羊頭ヲ懸ゲテ狗肉ヲ賣ル、詰リ費用ハ要良サ、ウナコトヲ言テ喚ハシテ置イテ、其實ハ必要ガナイカラ、必要ト認メナイカラ、

ト云フコトニ付テ根本カラ私ハ申上ガテ見テイテ、賣ラウトスルト、ドッコイ政府ガ必要ト認メナガラ解除ハシナイ、一年間、即チ申シマスト、統制法ノ依リマシテ最低米價デ買上ガマシテ、最高價格ニ達シマシテモ賣ルコトガ出來ナイ、何故賣ルコトガ出來ナイカト云フト、溢リニ賣出スコトニナルト米價ニ惡影響ヲ及ボシテ、折角上リツ、アル米價ヲ下ゲル虞ガアル、ソレニ統制米ノ方デハ、一割サヘレバ直ダ賣ツテモ宜イト云フコトデアレバ、折角ノ統制法ノ趣意ヲ根本カラ破壊スル、ダカラ確ニ必要ト認メル云々ト云フコトガ、政府ノ大事ナベテアル、羊頭ヲ懸ゲテ狗肉ヲ賣ル、詰リ良サ、ウナコトヲ言テ喚ハシテ置イテ、其實ハ必要ガナイカラ、必要ト認メナイカラ、

ト云フコトニ付テ根本カラ私ハ申上ガテ見テイテ、賣ラウトスルト、ドッコイ政府ガ必要ト認メナガラ解除ハシナイ、一年間、即チ申シマスト、統制法ノ依リマシテ最低米價デ買上ガマシテ、最高價格ニ達シマシテモ賣ルコトガ出來ナイ、何故賣ルコトガ出來ナイカト云フト、溢リニ賣出スコトニナルト米價ニ惡影響ヲ及ボシテ、折角上リツ、アル米價ヲ下ゲル虞ガアル、ソレニ統制米ノ方デハ、一割サヘレバ直ダ賣ツテモ宜イト云フコトデアレバ、折角ノ統制法ノ趣意ヲ根本カラ破壊スル、ダカラ確ニ必要ト認メル云々ト云フコトガ、政府ノ大事ナベテアル、羊頭ヲ懸ゲテ狗肉ヲ賣ル、詰リ良サ、ウナコトヲ言テ喚ハシテ置イテ、其實ハ必要ガナイカラ、必要ト認メナイカラ、

ト云フコトニ付テ根本カラ私ハ申上ガテ見テイテ、賣ラウトスルト、ドッコイ政府ガ必要ト認メナガラ解除ハシナイ、一年間、即チ申シマスト、統制法ノ依リマシテ最低米價デ買上ガマシテ、最高價格ニ達シマシテモ賣ルコトガ出來ナイ、何故賣ルコトガ出來ナイカト云フト、溢リニ賣出スコトニナルト米價ニ惡影響ヲ及ボシテ、折角上リツ、アル米價ヲ下ゲル虞ガアル、ソレニ統制米ノ方デハ、一割サヘレバ直ダ賣ツテモ宜イト云フコトデアレバ、折角ノ統制法ノ趣意ヲ根本カラ破壊スル、ダカラ確ニ必要ト認メル云々ト云フコトガ、政府ノ大事ナベテアル、羊頭ヲ懸ゲテ狗肉ヲ賣ル、詰リ良サ、ウナコトヲ言テ喚ハシテ置イテ、其實ハ必要ガナイカラ、必要ト認メナイカラ、

ト云フコトニ付テ根本カラ私ハ申上ガテ見テイテ、賣ラウトスルト、ドッコイ政府ガ必要ト認メナガラ解除ハシナイ、一年間、即チ申シマスト、統制法ノ依リマシテ最低米價デ買上ガマシテ、最高價格ニ達シマシテモ賣ルコトガ出來ナイ、何故賣ルコトガ出來ナイカト云フト、溢リニ賣出スコトニナルト米價ニ惡影響ヲ及ボシテ、折角上リツ、アル米價ヲ下ゲル虞ガアル、ソレニ統制米ノ方デハ、一割サヘレバ直ダ賣ツテモ宜イト云フコトデアレバ、折角ノ統制法ノ趣意ヲ根本カラ破壊スル、ダカラ確ニ必要ト認メル云々ト云フコトガ、政府ノ大事ナベテアル、羊頭ヲ懸ゲテ狗肉ヲ賣ル、詰リ良サ、ウナコトヲ言テ喚ハシテ置イテ、其實ハ必要ガナイカラ、必要ト認メナイカラ、

